

2026 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ォ ー サ イ ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 大 島 正 人
(東証スタンダード・コード 2330)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 大 島 崇
電 話 0 3 - 6 2 6 2 - 1 0 5 6

特別調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 5 日付公表の「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、特別調査委員会より調査報告書を受領後、個人のプライバシー、取引先企業等の機密情報保護の観点から、部分的な非開示措置等を施しておりましたが、完了しましたので、別添のとおり調査報告書を公表いたします。

このたびは、株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。

以上

2026 年 8 月 5 日

株式会社フォーサイド御中

調 査 報 告 書

(公表版)

特別調査委員会

委員長 齋藤 隆博

委 員 茂田井 純一

委 員 田崎 司郎

定義語一覧

定義語	内容	定義箇所
フォーサイド社	株式会社フォーサイド	第1の1
エム社	株式会社エム	第1の1
利用運送事業	貨物利用運送事業	第1の1
本件架空取引	エム社の利用運送事業における実体を伴わない運送実績に基づく売上計上が行われていた取引	第1の1
本件	本件架空取引に係る一連の事象	第1の1
本委員会	2026年5月29日にフォーサイド社が設置した特別調査委員会	第1の1
本調査	フォーサイド社の依頼により本委員会が実施した調査	第1の1
a氏	a氏	第1の5(4)
A社	株式会社A	第1の6(1)
類似事象	本件架空取引に類似する実体を伴わない運送実績に基づく売上計上が行われていた取引	第1の6(1)
b氏	b氏	第2の1(1)
現在	2026年8月5日時点	第2の1(1)
フォーサイド社グループ	フォーサイド社及び連結子会社7社	第2の1(4)
c氏	c氏	第2の2(1)
一般運送事業	一般貨物自動車運送事業	第2の2(1)
d氏	d氏	第2の2(3)
B社	株式会社B	第2の2(3)
e氏	e氏	第2の3(1)
利用運送取引	利用運送事業で行われている取引	第2の4
C社	株式会社C	第3の2(1)
D社	株式会社D	第3の2(4)
E社	株式会社E	第3の2(4)
F社	株式会社F	第3の2(4)
G社	株式会社G	第3の2(4)
H社	株式会社H	第3の2(4)
I社	株式会社I	第3の2(4)
J社	J 有限会社	第3の2(4)
K社	株式会社K	第3の2(4)
L社	株式会社L	第3の2(4)

定義語	内容	定義箇所
N 社	株式会社 N	第 3 の 2(4)
O 社	株式会社 O	第 3 の 2(4)
P 社	株式会社 P	第 3 の 2(5)

目次

第 1	調査の概要	1
1	特別調査委員会の設置経緯	1
2	本調査の目的	1
3	本委員会の構成及び本調査の体制	2
4	本調査の実施期間及び対象期間	2
5	本調査の実施方法	3
(1)	関連資料の確認	3
(2)	デジタルフォレンジック調査	3
(3)	関係者に対するヒアリング	4
(4)	本委員会が実施を断念した調査方法	4
6	株式会社 A における類似事象調査の実施方法	5
(1)	類似事象調査の概要	5
(2)	関連資料の確認	5
(3)	A 社の取引先を対象としたアンケート調査等	5
7	本調査における留保事項	5
第 2	フォーサイド社及びその子会社の概要	7
1	フォーサイド社の概要	7
(1)	沿革及び事業内容	7
(2)	業績の概要	7
(3)	組織の概要	8
(4)	フォーサイド社におけるグループガバナンスの概要	8
2	エム社の概要	9
(1)	沿革及び事業内容	9
(2)	業績の概要	10
(3)	組織の概要	10
3	A 社の概要	11
(1)	沿革及び事業内容	11
(2)	業績の概要	12
(3)	組織の概要	12
4	エム社及び A 社で実施されていた利用運送事業の概要等	12
第 3	本調査により判明した事実	14
1	総論	14
2	前提となる基礎事情	14

(1)	エム社において利用運送事業が行われることになった経緯	14
(2)	フォーサイド社がエム社を子会社化した経緯	15
(3)	エム社の経営の変遷	16
(4)	買収後のエム社で行われていた利用運送事業の概要	17
(5)	エム社で行われていた利用運送事業の事務フロー	19
(6)	売上計上の方法	21
(7)	実運送業の概要	21
(8)	エム社の管理体制	21
(9)	フォーサイド社におけるエム社に対する管理体制	23
3	稼働実体のない取引の概要	25
(1)	概要	25
(2)	動機	26
(3)	B社の実態とa氏との関係	26
4	委託事業者ごとの稼働実体の有無の検討	27
(1)	a氏に対するフォーサイド社によるヒアリング結果の概要等	27
(2)	エム社に対する委託事業者のヒアリング実施状況	31
(3)	裏付資料の提出状況	31
(4)	振込元銀行口座	31
(5)	各委託事業者の事業内容及びa氏との関係等	32
(6)	結論	33
5	フォーサイド社及びエム社役職員の関与及び認識等	35
(1)	b氏、e氏及びc氏の関与及び認識	35
(2)	その他の役職員の認識	37
(3)	結論	37
第4	A社における類似事象調査の結果	38
1	A社の概要	38
2	利用運送取引の割合	38
3	アンケート結果等	38
(1)	アンケートの方法	38
(2)	結果	38
4	評価	38
第5	会計上の影響額	40
1	総括	40
2	稼働実体のない取引に係る会計処理	40
(1)	会計処理の検討	40
(2)	修正額の検討	41

3	稼働実体のある取引に係る会計処理.....	41
4	関連当事者との取引に関する注記.....	42
第6	原因分析.....	43
1	利用運送事業の知見を十分に有さない組織が a 氏に対する権限集中を許容したこと.....	43
2	エム社内における管理体制の重大な不備.....	43
3	フォーサイド社におけるエム社に対する管理体制の重大な不備.....	44
4	エム社を子会社化する際の検証不足.....	45
第7	再発防止策の提言.....	47
1	エム社の存続是非に関する検討.....	47
2	フォーサイド社における利用運送事業の位置づけの検討.....	47
3	エム社を含む子会社の内部統制の強化.....	47
4	フォーサイド社における子会社管理機能の整備・構築.....	48
5	子会社買収時の適切な検証.....	49
別紙1		50
別紙2		51
別紙3		53

第1 調査の概要

1 特別調査委員会の設置経緯

株式会社フォーサイド（以下「**フォーサイド社**」という。）は、2026年4月20日、フォーサイド社の連結子会社である株式会社エム（以下「**エム社**」という。）が行っている貨物利用運送事業（以下「**利用運送事業**」という。）に関して、不明瞭な資金の流れが存在する可能性について、外部から情報提供を受けた。これを受け、フォーサイド社が、同月24日以降、社内調査を実施した結果、エム社の元取締役が関与していた同社の利用運送事業の一部取引に関して、実体を伴わない運送実績に基づく売上の計上（以下、そのような売上計上が行われていた取引を「**本件架空取引**」といい、本件架空取引に係る一連の事象を「**本件**」という。）が行われていた疑いを認識するに至った。

これを受け、フォーサイド社は、本件に関する事実関係の調査、類似事象の有無の調査、原因分析及び再発防止策の検討等を、専門的及び客観的な観点から行う必要があると判断し、2026年5月29日、フォーサイド社と利害関係を有しない外部の弁護士を委員長とし、同様に利害関係を有しない外部の公認会計士及びフォーサイド社の常勤監査等委員（独立社外取締役）を委員とする特別調査委員会（以下「**本委員会**」という。）を設置し、同日以降、本委員会に対し、下記2の事項を目的とした調査（以下「**本調査**」という。）を依頼した。

2 本調査の目的

本調査の目的は、以下のとおりである。

- (1) 事実関係の調査
- (2) 類似事象の有無の調査
- (3) 連結財務諸表への影響の検討
- (4) 原因分析と再発防止策の検討
- (5) その他、本委員会が必要と認めた事項の調査

本調査は、フォーサイド社及びエム社における全事業、全取引又は全会計処理を網羅的に調査するものではなく、上記目的を達成するために必要と認められる範囲において調査を実施したものである。また、本調査は、あくまで本件架空取引を調査の対象とするものであり、類似事象の有無の調査も、運送事業における架空取引等、事業内容や行為態様等に類似点があるものを範囲としており、いわゆる経費の私的流用や労務間

題の有無等については、類似事象の有無の調査の範囲外である¹。

3 本委員会の構成及び本調査の体制

本委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長：齋藤 隆博（弁護士 長島・大野・常松法律事務所）
委員：茂田井 純一（公認会計士・税理士 株式会社アカウンティング・アシスト）
委員：田崎 司郎（フォーサイド社常勤監査等委員（独立社外取締役））²

なお、本件の対応に当たっては、決算影響の早期把握等の観点から、本委員会がフォーサイド社に対して必要な範囲で調査の進捗状況を共有する必要があると認められた。

そこで、フォーサイド社は、調査の進捗状況等について随時情報共有を受けつつ、十分な専門性及び客観性を確保して調査を実施できる体制として、特別調査委員会を採用することが適切であると判断し、本委員会は、そのような判断に基づき設置されたものである。

そのため、本委員会は、2010年7月15日付（同年12月17日改訂）で日本弁護士連合会が公表した企業不祥事における第三者委員会ガイドラインに依拠する第三者委員会ではないが、調査の実施に当たっては、上記ガイドラインの内容も踏まえ、十分な専門性及び客観性が確保されるよう留意した。

また、本委員会は、本調査を補助させるため、以下の者を調査補助者として本調査に関与させた。

横井 朗（弁護士 新丸の内総合法律事務所）
内田 雅人（弁護士 清水法律事務所）
辺 誠祐（弁護士 長島・大野・常松法律事務所）
高井 志穂（弁護士 長島・大野・常松法律事務所）
末吉 航（弁護士 長島・大野・常松法律事務所）
加瀬 豊（公認会計士 株式会社アカウンティング・アシスト）

4 本調査の実施期間及び対象期間

本調査の実施期間は、2026年5月29日から同年8月5日までである。

本調査の対象期間は、原則として、フォーサイド社がエム社株式を取得した2024年8

¹ 類似事象の有無の調査の範囲について、本委員会は、フォーサイド社の監査等委員会の見解を確認している。

² 田崎委員は、フォーサイド社の社外取締役（監査等委員）であるが、会社法が定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を満たした社外取締役である。

月から2026年3月までであるが、本件架空取引の背景及び経緯、類似事象の有無、関係者の認識並びに内部統制上の問題を検討するために必要な範囲で、上記対象期間の前後の期間についても確認を行った。

また、本調査における会計上の影響額（下記第5参照）の算定対象期間は、2024年8月（2024年12月期）から2026年3月（2026年12月期）までの間とした。

5 本調査の実施方法

(1) 関連資料の確認

本委員会は、主に以下の客観資料を精査した。

ア フォーサイド社の社内規程、議事録等の社内資料

フォーサイド社の取締役会規程、監査等委員会規程、内部監査規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程、組織図、コンプライアンスマニュアルや、2024年1月19日以降のフォーサイド社取締役会議事録及びその資料、エム社の買収に関する資料等、同社の社内資料を精査した。

イ エム社の会計・計算資料等

エム社と委託事業者又は受託事業者³との間の契約書、2024年8月以降のエム社の総勘定元帳、補助元帳、月次試算表、補助残高月次推移、利用運送事業に係る売上集計表、エム社から委託事業者に対する請求書、受託事業者からエム社に対する請求書及び稼働報告書等、同社の会計・計算資料を精査した。また、同社が保有する銀行口座の通帳を確認し、同社の資金の出入金の状況も併せて精査した。

ウ 本委員会が必要と認めたその他の資料

上記ア及びイの資料のほか、取引先業者の登記情報等、本委員会が必要と認めたその他の資料を精査した。

(2) デジタルフォレンジック調査

本委員会は、本調査の目的達成のために必要と判断した別紙1記載の範囲のコミ

³ 本報告書における「委託事業者」及び「受託事業者」の意義については、下記第2参照

コミュニケーションツール（電子メール、Gメール及びショートメッセージ）のデータ合計 231,081 件を収集・保全し⁴、これらの電子データ等に対して削除ファイルの復元や重複排除等のデータベース化の処理を施した上で、関係者名、取引先名、請求、支払、運送業務その他本件に関連すると本委員会が判断したキーワードによる絞込みをかけた 11,028 件を対象として精査を行った。

ただし、本委員会が確認できたデータは、対象者及びフォーサイド社から任意に提供を受けることができた範囲のものに限られ、対象者又はフォーサイド社が保有又は提供していない電子データ並びに復元できなかった削除済みデータについては、任意調査の性質及び技術的な制約により、網羅的な取得及び確認を行うことはできなかった。

(3) 関係者に対するヒアリング

本委員会は、別紙 2 記載の関係者 14 名に対し、対面又はオンライン形式の方法で、延べ 21 回のヒアリングを実施した。

なお、ヒアリング調査は任意の協力に基づくものであり、関係者の記憶、認識、利害関係、本調査への協力の程度等に影響を受ける性質を有する。そのため、本委員会は、ヒアリングで得られた供述について、客観資料との整合性を可能な限り確認した上で、事実認定に用いた。

(4) 本委員会が実施を断念した調査方法

本委員会は、本件への関与が強く想定されるエム社元取締役 a 氏による本調査への協力が必要不可欠であると考え、ヒアリング等の本調査への協力を要請したものの、その協力を得ることができず、代わりに書面での質問を求められた。

本委員会は、これに応じて、質問事項を記載した電子メールを、約 1 週間の回答期間を設けて送付したが、回答を得られたのは、回答期限から 3 週間以上経過し、本調査も終盤に差し掛かった 2026 年 7 月 25 日であった。これを受け、本委員会は回答内容に関するヒアリング等への協力を要請したものの、本委員会として合理的と考える調査スケジュール内では、その協力を得ることができなかった。

以上の経緯により、本委員会は、a 氏に対するヒアリング及びフォレンジック等の調査をやむを得ず断念した⁵。

⁴ 一部のデータについては、私用 PC 端末又は私用モバイル端末から収集・保全したが、端末の提出及び当該端末内の電子データの閲覧等について、提出者本人の同意を得た。

⁵ なお、調査への協力を得られない場合は、本委員会が収集したその他の資料に基づき事実認定を行わざるを得ない旨を a 氏側へ伝えたところ、a 氏側として了解する立場にはないとの回答を得ている。

6 株式会社Aにおける類似事象調査の実施方法

(1) 類似事象調査の概要

下記第4のとおり、本委員会は、エム社と同様にフォーサイド社の連結子会社であり、物流関連事業を営む株式会社A（以下「A社」という。）において、本件架空取引に類似する実体を伴わない運送実績に基づく売上計上（以下「類似事象」という。）の有無を調査した。

(2) 関連資料の確認

本委員会は、類似事象の有無を確認するため、2025年4月以降のA社の総勘定元帳、補助元帳、月次試算表、補助残高月次推移、利用運送事業に係る売上集計表等、A社の会計・計算資料を精査した。

(3) A社の取引先を対象としたアンケート調査等

本委員会は、類似事象の有無を確認するため、A社の取引先である48営業所を対象として、取引実体に関するアンケート調査を実施した。

その結果、2026年7月3日から同月18日まで30営業所の担当者（回答率62.5%）から回答を受領し、その内容を確認した。

7 本調査における留保事項

本調査は、捜査機関による捜査とは異なり、関係者の任意の協力に基づく調査であって、本委員会は、搜索、差押え、強制的な資料提出命令、関係者に対する出頭強制等の権限を有していない。そのため、本調査は、関係者による任意の協力を得ることができた範囲で実施されたものに限られ、関係者が資料提出又はヒアリングへの協力を拒否した場合、本委員会が当該関係者の保有する資料を確認し、又は当該関係者から直接事情を聴取することには限界があった。

特に、本委員会は、本事案の事実関係の解明のため、社内の関係者だけでなく、架空取引であったことが疑われる取引の取引先関係者についても幅広くヒアリングの実施を依頼し、一部の取引先関係者からはヒアリング等の調査に対する協力を得られたが（関係者に対するヒアリングに関する詳細は上記5(3)及び別紙2参照）、一部の取引先関係者については、連絡がつかないなどの理由によりヒアリングを実施することができなかった。また、上記5(4)のとおり、a氏から早期に十分な協力を得ることができず、

同人から質問に対する回答が得られたのは2026年7月25日であった。そのため、本委員会は、限られた調査期間内に、既に入手していた資料、電子データ、会計データ、資金移動資料及び関係者ヒアリングの結果をもとに、可能な限りの分析及び検討を行わざるを得なかった。

さらに、資料提出及びヒアリングへの協力が得られた場合であっても、その内容の真偽、正確性、完全性及び網羅性を強制的手段により確認することはできないため、本委員会は、可能な限り複数の客観資料及び供述を照合し、客観資料との整合性を確認する方法により事実認定を行ったが、本調査には上記のような任意調査としての限界が存在する。

加えて、本調査報告書の記載事項は、上記4の限られた調査期間の中で、本委員会が実施した上記5の調査方法の範囲内で判明したものに限定されており、本調査の過程でアクセスできなかった資料又は事実重要な事情が存在したとしても、それらは本調査報告書に記載されていない。

このように、本調査の結果の参照に当たっては、本調査に対する各種制約が存在すること、本調査で得られた資料や供述の誤り、新たな事実の発覚等によって本調査報告書の内容を修正・変更すべき場合があり得ること等について留意を要する。

また、本委員会は、本調査及び本調査報告書の内容について、フォーサイド社以外の第三者に対して何ら責任を負うものではない。本調査報告書の内容は、裁判所及び監督官庁における将来の判断を保証するものではなく、本調査報告書の内容と異なる事実認定や法的評価がなされる可能性がある。

第2 フォーサイド社及びその子会社の概要

1 フォーサイド社の概要

(1) 沿革及び事業内容

フォーサイド社は、携帯電話向けコンテンツプロバイダー事業を主たる事業として2000年3月に設立された株式会社フォーサイド・ドット・コム及び同社から2011年4月に商号変更された株式会社 SmartEbook.com を前身とし、2014年11月に持株会社体制に移行して以来、子会社が所管する①プライズ事業、②コンテンツ事業、③イベント事業、④マスターライセンス事業、⑤AI 関連事業、⑥物流関連事業及び⑦総合人材サービス事業を中心に、その事業を拡大させてきた。

フォーサイド社は、2002年10月にJASDAQ市場に株式を上場し、2022年4月、東京証券取引所の市場区分の見直しにより、同取引所スタンダード市場に市場区分を移行している。

本件との関連では、2023年8月、b氏に第三者割当を実施し、同氏が同年11月から取締役会長に就任して、翌2024年3月から現在⁶に至るまで代表取締役社長を務めている。また、同年8月にエム社、2025年3月にA社の株式を取得し、完全子会社化している。

(2) 業績の概要

フォーサイド社の業績（連結）の推移は、表1のとおりである。

表1 フォーサイド社の売上高、売上総利益（連結）

（単位：千円）

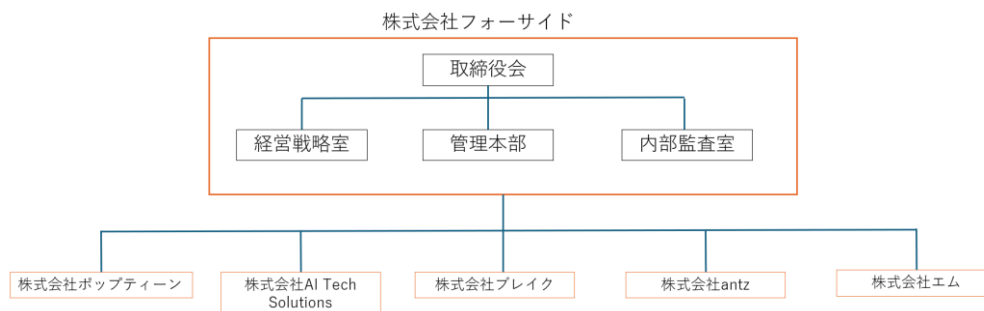
会計年度	売上高 又は営業収益	売上 総利益	物流関連事業 売上高	物流関連事業 セグメント利益
2024年12月期	5,340,241	1,818,083	92,561	41,808
2025年12月期	8,748,842	2,019,203	316,996	62,083
2026年12月期 第1四半期	1,406,573	440,031	106,760	11,559

⁶ 本調査報告書作成時点である2026年8月5日時点进行をいう。以下、同様である。

(3) 組織の概要

現在のフォーサイド社及びその子会社の組織体制は、図 1 のとおりである。

図 1 フォーサイド社及びその子会社の組織体制



(4) フォーサイド社におけるグループガバナンスの概要

ア 概要

フォーサイド社は、現在、連結子会社 7 社を有している⁷（以下、フォーサイド社及び連結子会社 7 社を併せて「フォーサイド社グループ」という。）。

また、フォーサイド社は、取締役会設置会社及び監査等委員会設置会社であり、取締役会及び監査等委員会並びに内部監査室が子会社管理を担っている。

イ 取締役会の権限及び機能

取締役会は、業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督するとされており、子会社との関係では、会社の買収及び重要な契約の締結等が取締役会付議事項となっている⁸。

フォーサイド社では、各子会社の代表取締役がフォーサイド社の取締役を兼務するとともに、フォーサイド社のその他の取締役が子会社に派遣される形で子会社の取締役を兼務することにより、取締役会において、各子会社の売上や実情についても報告を行い、取締役会による子会社の管理を行えるようにしている。

⁷ フォーサイド社第 26 期有価証券報告書 6 ページ

⁸ 取締役会規程第 2 条第 2 項並びに第 4 条及び同別表の 10

ウ 監査等委員会の権限及び機能

監査等委員会は、全ての監査等委員である取締役で組織されている⁹。

監査等委員会は、取締役の職務執行の監査等を行うとともに、子会社との関係では、子会社に対し事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況を調査する選定監査等委員を定めるものとされている¹⁰。また、監査等委員は、自らの職務の執行の状況を監査等委員会に定期かつ随時に報告しなければならないなどとされている¹¹。

エ 内部監査室

内部監査室は、監査計画を立案して監査を実施するものとされており¹²、監査の実施に当たっては、子会社についても対象とされている。

2 エム社の概要

(1) 沿革及び事業内容

エム社は、2006 年 1 月に設立された有限会社ティーケイ・ライナーを前身とし、2022 年 11 月に現在の商号に商号変更した後、2024 年 8 月、フォーサイド社の完全子会社となった。なお、2023 年 9 月、b 氏がエム社の発行済株式の全部を取得しており、2024 年 8 月、b 氏がフォーサイド社に対して、エム社の発行済株式の全部を譲渡したことにより、同社はフォーサイド社の完全子会社となった。

本件に関連するエム社の沿革は、表 2 のとおりである。

表 2 エム社の沿革

2006 年 1 月	有限会社ティーケイ・ライナーとして設立
2022 年 11 月	株式会社エムに商号変更
2023 年 9 月	b 氏が発行済株式の全部を取得する
2023 年 10 月	b 氏が代表取締役、a 氏が取締役に就任
2024 年 8 月	フォーサイド社が発行済株式の全部を取得し、フォーサイド社の完全子会社となる

⁹ 監査等委員会規程第 2 条第 1 項

¹⁰ 監査等委員会規程第 3 条第 1 号及び第 9 条第 1 項第 2 号

¹¹ 監査等委員会規程第 15 条第 1 項

¹² 内部監査規程第 3 条第 1 号及び第 2 号

2025 年 5 月	c 氏が代表取締役役に就任 a 氏が取締役を辞任
2025 年 11 月	b 氏が再び代表取締役役に就任 c 氏が取締役を辞任

b 氏がエム社の株式を購入した際、エム社は、一般貨物自動車運送事業（以下「**一般運送事業**」という。）及び利用運送事業の登録を有する休眠会社であったが、同氏による株式取得後、利用運送事業を再開し、フォーサイド社による株式取得直前に一般運送事業も再開した。2025 年 5 月以降、その事業拠点や実施体制を整備することを目的として、一般運送事業を一時的に停止し、現在は利用運送事業のみを実施している。

(2) 業績の概要

フォーサイド社の完全子会社となった後のエム社の業績の推移は、表 3 のとおりである。

表 3 エム社の売上高、売上総利益

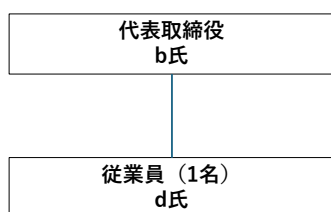
（単位：千円）

会計年度	売上高	売上総利益
2024 年 12 月期 (2024 年 8 月～12 月)	92,561	51,683
2025 年 12 月期	124,019	86,276
2026 年 12 月期 第 1 四半期	10,271	10,271

(3) 組織の概要

現在のエム社の組織体制は、図 2 のとおりである。

図2 エム社の組織体制



エム社における一般運送事業及び利用運送事業の所管部署は、明確に定められておらず、取締役及び限られた従業員が委託事業者及び受託事業者との間の連絡窓口や支払・請求処理等を直接担当していた。同社の従業員は、2025年10月にエム社に入社したd氏のみであり、d氏は、エム社の受託事業者として運送業務を受注していたB社から提出される稼働報告書の内容を確認し、それらを基に、エム社から委託事業者に対する請求書を作成・送付するとともに、B社から送付される請求書と稼働報告書の内容の照合を行っていた。

なお、エム社は、取締役会非設置会社であり、現在、エム社の取締役は、b氏のみである。エム社の役員の変遷は、表4のとおりである。

表4 エム社の役員の変遷

期間	人数	代表取締役	その他取締役
2019年4月1日～2022年11月1日	1名	f氏	N/A
2022年11月1日～2023年10月12日	1名	g氏	N/A
2023年10月12日～2025年5月16日	2名	b氏	a氏
2025年5月16日～同年11月21日	2名	c氏	b氏
2025年11月21日～現在	1名	b氏	N/A

3 A社の概要

(1) 沿革及び事業内容

A社は、2005年4月に設立された有限会社Aを前身とし、2006年7月に株式会社に組織変更された後、2025年3月、フォーサイド社の完全子会社となった。

現在の代表取締役は、フォーサイド社の取締役でもあるc氏であり、また、監査役(1名)は、フォーサイド社の取締役でもあるe氏が務めている。

A社は、もともと労働者派遣事業等を営んでいたが、2014年頃に一般貨物自動車運

送事業許可を取得し、一般運送事業を開始した。これに伴い、同時期から、現在のエム社と同じく、利用運送事業も実施している。加えて、2022 年頃から IT ソリューション事業も開始し、現在は、主としてこれら 3 事業を実施している。

(2) 業績の概要

フォーサイド社の完全子会社となった後の A 社の業績の推移は、表 5 のとおりである。

表 5 A 社の売上高、売上総利益

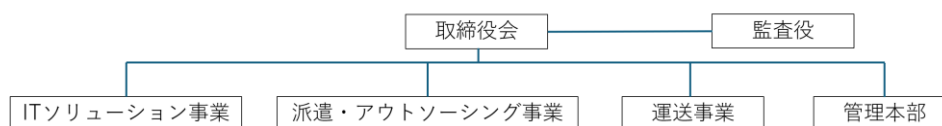
(単位：千円)

会計年度	売上高	売上総利益	物流関連事業 売上高 (うち利用運送事業)	物流関連事業 売上総利益 (うち利用運送事業)
2025 年 12 月期 (2025 年 4 月～12 月)	1,620,661	643,503	193,346 (8,422)	16,871 (8,422)
2026 年 12 月期 第 1 四半期	519,978	199,957	96,662 (6,613)	17,809 (6,613)

(3) 組織の概要

現在の A 社の組織体制は、図 3 のとおりである。

図 3 A 社の組織体制



4 エム社及びA社で実施されていた利用運送事業の概要等

利用運送事業とは、他人（荷主）の需要に応じ、有償で、利用運送¹³を行い、その対

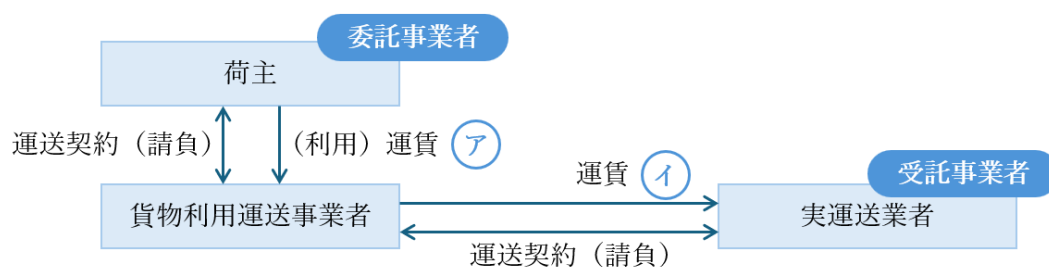
¹³ 「運送事業者の行う運送（実運送に係るものに限る。）を利用してする貨物の運送」と定義されている（貨物利用運送事業法第 2 条第 1 項）。

価を得る形のビジネスである^{14,15}。

具体的には、荷主（委託事業者）から貨物運送の発注を受けた貨物利用運送事業者が実運送業者（受託事業者）に運送を委託し、実運送業者が自らの運送機関を利用して運送を行う¹⁶。そして、その対価として、荷主が貨物利用運送事業者¹⁷に運賃を支払い、貨物利用運送事業者が自社の手数料を差し引いた金額¹⁸を実運送業者に支払うというものの（以下、このような取引を「利用運送取引」という。）である。

利用運送取引の商流の概略を図示すると、図4のとおりとなる¹⁹。

図4 利用運送取引の商流の概略



貨物利用運送事業者自身は実運送を行わないため、荷主からの受注及び実運送業者への発注のほか、荷主への運賃の請求及び実運送業者への運賃の支払が貨物利用運送事業者の業務の中心となる。そして、貨物利用運送事業者は、「荷主から受け取った運賃」（図4㉔）と、「実際に運送を行う実運送業者に支払う運賃」（図4㉕）との差額をその対価（利益）として受け取っている。

また、実運送業者にとっても、貨物利用運送事業者が荷主の様々な輸送ニーズに対応した物流のコーディネートを行うことにより、自ら営業活動をすることなく貨物を得られるという利点がある。

¹⁴ 国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_fr3_000001.html

¹⁵ 利用運送事業は、その形態により第一種と第二種に分類される。第一種貨物利用運送事業は、船舶、航空、鉄道、トラックのいずれか1つの輸送モードを利用して運送サービスを行う事業である。第二種貨物利用運送事業は、幹線輸送（船舶、航空、鉄道）に係る利用運送と、当該利用運送に先行し及び後続するトラックでの貨物の集荷及び配達（トラック事業者の行う運送に係る利用運送を含む。）を一貫して行う事業である（国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/common/001179705.pdf>）。第一種貨物利用運送事業は登録制であり、第二種貨物利用運送事業は許可制である。

¹⁶ 貨物利用運送事業者がさらに貨物利用運送事業者を使って運送事業を行う場合（いわゆる「利用の利用」）もある。

¹⁷ 貨物利用運送事業者は、「水屋」とも呼ばれ、実運送を行わずに利用運送を専門に行う貨物利用運送事業者は、「專業水屋」と呼ばれることがある（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議）

¹⁸ 荷主（「利用の利用」の場合には受注先）から貨物利用運送事業者へ支払われる金額の90%未満となるケースが約3割とのデータがある（国土交通省「第1回トラック運送業における多重下請構造検討会」資料1 本検討会開催の背景・目的）。

¹⁹ 当該実務フロー図は、国土交通省「貨物利用運送事業の事業類型（契約類型）」を基に、本委員会が作成したものである。

第3 本調査により判明した事実

1 総論

本調査においては、第1の5(4)記載のとおり、a氏が本委員会によるヒアリングを拒否したことから、本委員会は、フォーサイド社が本件に関する外部からの情報提供を契機として2026年4月24日に実施したヒアリング及び同年7月25日に本委員会宛にメールで送付された下記回答書におけるa氏の各供述、b氏及びe氏らの本委員会によるヒアリングにおける供述を中核に、委託事業者等関係者のヒアリングの結果及び関係者の電子メール等のデジタルフォレンジックの結果等を総合勘案して、以下のとおりの事実を認定した。

2 前提となる基礎事情

(1) エム社において利用運送事業が行われることになった経緯

エム社は、フォーサイド社の子会社となった2024年8月以前から利用運送事業を行っていた。エム社において利用運送事業が開始された経緯は、以下のとおりである。

- ・ b氏は、2023年8月、第三者割当増資によってフォーサイド社の株主となり、同年11月に同社の取締役役に、2024年3月に同社の代表取締役役に就任した。
- ・ このような中、b氏は、知人の紹介で知り合ったa氏から、利用運送事業の登録又は許可を有する休眠会社であるエム社を買収し、実運送とともに利用運送事業を行うことを持ちかけられた。a氏は、b氏に対し、利用運送を発注する大手運送会社の支払サイトが長く、資金繰りに困っている受託事業者がいるため、エム社が大手運送会社と受託事業者の間に入り、大手運送会社の支払サイトよりも短い支払サイトで受託事業者に運賃を支払うことができれば、受託事業者の資金繰りを助け、間に入るエム社も利益を上げることができるなどと提案した²⁰。
- ・ 2023年9月、b氏は、a氏の提案を受け入れ、エム社を個人で買収し、同年10月、同社の代表取締役役となった。その後、b氏は、トラックの調達等が必要な実運送と異なり、準備が比較的容易な利用運送事業をまず開始した。また、a氏もエム社の取締役役となり、委託事業者の選定や、委託事業者及び受託事業者

²⁰ この頃、a氏は、C社に対しても、同様に、エム社の子会社化を提案していた。C社は、a氏の提案に沿ってエム社の子会社化の検討を進めていたようであるが、2023年9月、エム社には問題がなかったものの、買収を仲介した人物が関与する運送会社に運送事業上の疑義が生じたとして、エム社の子会社化を中止した。

との利用運送事業に関するやり取り、請求書の送付等利用運送事業の業務全般を担当していた。

エム社における利用運送事業は、いずれも a 氏から紹介された委託事業者からエム社が受注し、B 社に委託するという商流で行われていたが、その実は、従前、B 社が委託事業者から受注していた運送業務につき、委託事業者と B 社との間にエム社を介在させ、エム社が委託事業者から受注して B 社に発注するという形態にしたものであった。

(2) フォーサイド社がエム社を子会社化した経緯

b 氏は、フォーサイド社の売上改善及び企業価値向上のためには、フォーサイド社が行う AI 事業と他事業を結合させ、AI により当該他事業の業務を効率化させて利益を生み出す必要があると考えていたところ、特に、運送業界においては、いわゆる「2024 年問題」²¹を契機に効率化が強く求められる状況にあったことから、フォーサイド社において運送業者であるエム社を子会社化して、AI と物流関連事業を結合させることができれば、荷下ろし後に積み荷がない状態で走行することが多いトラックの効率的な稼働が可能になり、運送業界が抱える課題の解決やエム社及びフォーサイド社の将来の発展に繋がると考えた。

a 氏は、2023 年 12 月頃、b 氏及び e 氏に対して、エム社の物流関連事業の事業モデルについて、以下のような説明を行った²²。

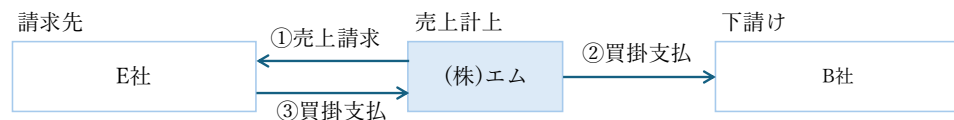
- ・ エム社が物流商社として委託事業者と受託事業者（実運送業者）との間に入り、受託事業者への運賃の支払サイトを短縮化して、受託事業者から運送業務に係る管理手数料を得るという事業モデルを展開できる。
- ・ 将来的には、実運送事業へ進出する計画であるが、それまでの間は、エム社の利用運送事業に係る許認可を用い、委託事業者と受託事業者である B 社との間にエム社が入ることによって、収益を上げることが可能である。
- ・ 資金繰りに苦しむ受託事業者の中には、このようなスキームに参加したいと考える者が多数存在する。
- ・ また、将来的には、配車事業の DX 化や事務機能の効率化サービスも視野に入れることができる。

²¹ 2024 年 4 月からトラックドライバーの時間外労働の上限規制等が適用され、労働時間が短くなることで輸送能力が不足し、「モノが運べなくなる」可能性が懸念される問題のことを指す。

²² a 氏の説明は、物流業界において受託事業者が多数を占めていること、また、多くの運送会社が資金繰りに課題を抱えていること、いわゆる 2024 年問題を契機として、運送会社の業績悪化又は倒産リスクが顕在化し得ることを背景として構成されたものであった。

a 氏が説明に用いた資料には、下記図 5 のようなエム社の商流図が記載されており、委託事業者（請求先）からエム社が運送業務を受注し、エム社がこれを受託事業者（下請け）に発注し、当該運送業務の対価については、エム社から受託事業者に運賃（図 5 では「②買掛支払」とされている。）が支払われ、委託事業者からエム社に運賃（図 5 では「③買掛支払」とされている。エム社にとっては売上となる。）が支払われるという流れが示されていた。すなわち、同資料上は、実在する運送業務を前提として、委託事業者、エム社及び受託事業者の三者間で取引が行われることが想定されていた。

図 5 a 氏の説明資料に記載されていたエム社の事業イメージ



b 氏は、その頃から 2024 年 1 月にかけて、その他のフォーサイド社の経営陣に対し、a 氏から受けた説明を基に、エム社の事業モデルの説明を行った。これを受けて、フォーサイド社は、フォーサイド社グループの売上改善及び企業価値向上のため、エム社を買収することとし、必要な社内手続きを行い、2024 年 8 月、エム社をフォーサイド社の完全子会社とした。なお、社内手続きに際しては、第三者による法務デューデリジェンス及び企業価値評価が行われているが、法務デューデリジェンスにおいてもエム社の利用運送取引の実在性、取引先の実在性及び業務内容、取引先と a 氏との関係性等については調査されておらず、また、ビジネスに関するデューデリジェンスは行われなかった。

(3) エム社の経営の変遷

エム社を子会社化した当初、エム社の代表取締役は、b 氏が引き続き務めており、a 氏は、取締役として、実際のエム社の業務全般すなわち運送業務全般を取り仕切っていた。

2025 年 5 月、フォーサイド社の子会社で、エム社と同じく運送事業を行っている A 社の代表取締役である c 氏がエム社の代表取締役に就任した。a 氏は、c 氏がエム

社の代表取締役就任するのに合わせてエム社の取締役を辞任した²³。

しかし、c氏は、A社の業務が多忙になったことから、同年11月にエム社の取締役を辞任し、b氏が再び代表取締役となった。

表4（再掲） エム社の役員の変遷

期間	人数	代表取締役	その他取締役
2019年4月1日～2022年11月1日	1名	f氏	N/A
2022年11月1日～2023年10月12日	1名	g氏	N/A
2023年10月12日～2025年5月16日	2名	b氏	a氏
2025年5月16日～同年11月21日	2名	c氏	b氏
2025年11月21日～現在	1名	b氏	N/A

（4）買収後のエム社で行われていた利用運送事業の概要

ア 取引先

エム社では、フォーサイド社による買収以前から行われていた利用運送事業が買収後も引き続き行われていた。エム社の利用運送事業における取引先は、2024年8月時点で以下の10社であった。

- ・ 委託事業者
D社
E社
F社
G社
H社
I社
J社
K社²⁴
- ・ 受託事業者
B社

²³ b氏は、その理由について、運送事業の知見があるc氏がエム社の代表取締役となることから、a氏がエム社の取締役である必要がなくなったためと供述した。

²⁴ 委託事業者がK社、受託事業者がL社の取引は、設備工事土木の運搬業務の委託であるが、本報告書では利用運送事業に区分している。

L 社

その後の利用運送事業の取引先の推移については、以下の表 6 のとおりである。

表 6 利用運送事業の取引先の推移

時期	出来事	備考
2024 年 9 月	K 社及び L 社との取引終了	
2025 年 4 月	F 社、G 社、H 社及び J 社との取引終了	e 氏からの与信管理上問題があるなどの指摘による ²⁵
2025 年 5 月	委託事業者として、N 社との取引開始	a 氏の紹介による

イ 売上

利用運送事業の売上は、2024 年 8 月時点で、委託事業者 8 社に対して、合計 1 億 1,302 万 4,729 円であった。その後、同年 9 月は増加したものの、翌 10 月以降、徐々に減少していき、2026 年 3 月の利用運送事業の売上は、委託事業者 4 社に対して、合計 3,280 万 2,710 円であった²⁶。

また、これらの利用運送のほか、エム社は、2024 年 8 月から 2026 年 2 月までの間、0 社から事務処理の業務委託を受け、B 社に再委託していた。同業務委託は、エム社がフォーサイド社から買収される以前から行われていたもので、月々 730 万円の売上を計上していた。

利用運送事業及び事務処理の業務委託の売上の推移は、以下の表 7 のとおりである。

表 7 利用運送事業等の売上の推移

(単位：千円)

	2024 年	2025 年	2026 年
1 月	N/A	98,100	42,987
2 月		101,565	39,745
3 月		107,093	32,802
4 月		109,690	N/A

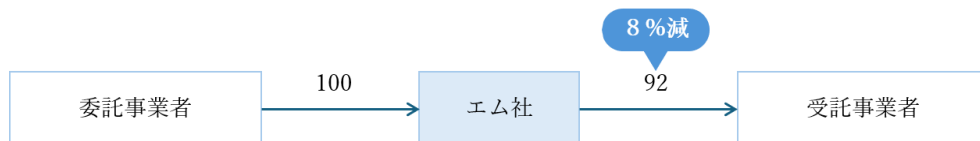
²⁵ e 氏は、これらの会社は、支払遅延を申し出たり、会社のホームページが検索できなかったりした等の理由から与信管理上問題があると判断し、2025 年春頃、b 氏（c 氏もいたかもしれない。）とともに a 氏にその旨を告げて取引を終了することにした旨を供述した。

²⁶ 本章では、エム社の利用運送及び業務委託の売上は総額で記載している。

	2024 年	2025 年	2026 年
5 月		79,436	
6 月		78,877	
7 月		67,895	
8 月	120,324	67,170	
9 月	121,373	66,771	
10 月	101,889	64,469	
11 月	101,898	58,554	
12 月	102,111	47,019	

エム社は、各委託事業者からエム社に支払われる金額から 6～10%を控除した金額を受託事業者に支払い、利益を上げており、これを図示すると、図 6 のとおりである。

図 6 エム社のビジネススキーム(※控除率を 8%とする)



(5) エム社で行われていた利用運送事業の事務フロー

ア 概要

エム社で行われていた利用運送事業の事務処理の基本的なフローは、各委託事業者及び受託事業者と契約を締結した後、①受託事業者である B 社からメールで月ごとのトラックの稼働データ²⁷が届き、それを基に委託事業者に対する請求書を作成し送付する、②請求書の送付と前後して、B 社から請求書が届くので、B 社から送付された稼働データの単価と日数を掛け合わせた合計金額と照合する、③金額に齟齬がなければ請求書記載の期限までにエム社から B 社に運賃を支払う、④委託事業者からエム社に対して、エム社から送付された請求書記載の期限までに運賃が支払われるというものであった。

²⁷ 稼働実績は、受託事業者の運行管理者が管理することとなっていた。

イ 運送委託基本契約等の締結のフロー

エム社に運送業務を発注する委託事業者は、従前、B社に直接発注していた事業者、あるいは、下記4(5)のとおり、a氏の関連会社であり、委託事業者とエム社との間の運送委託基本契約等は、実質的にa氏が交渉して締結したものであった。b氏は、代表取締役として契約書に記名・捺印はしていたものの、契約書の内容や当事者等について実質的な確認はしていなかった。

また、運送委託基本契約等の契約書については、エム社における利用運送事業開始時には作成されておらず、エム社がフォーサイド社の子会社となった頃、概ね全ての取引先について、契約締結日を過去に遡らせる形で作成された²⁸。

さらに、運送委託基本契約と別に個別案件ごとに契約書を作成することはしていなかった。

ウ フォーサイド社の経理システムへの移行前の事務フロー

エム社の経理事務は、エム社がフォーサイド社の子会社となる以前から、記帳業務を除きb氏が経営するP社に外注されていた。

具体的には、a氏がP社の担当者に対して、B社からエム社宛の請求書（稼働報告書が添付されたもの）をメールで共有し、P社の担当者がそれを基にエム社から委託事業者宛の請求書を作成し、これをa氏経由で委託事業者に送付していた。a氏が2025年5月にエム社の取締役を辞任した後は、エム社から委託事業者宛の請求書をP社の担当者が直接委託事業者に送付するようになったが、B社からエム社宛の請求書及び稼働報告書は依然としてa氏からP社にメールで送付されていた。

また、このフローの中で、P社の担当者は、B社からエム社に対する請求書の内容と稼働報告書の内容に間違いがないかを照合した上で、B社に対する支払を行っていた。

エ フォーサイド社の経理システムに移行後の事務フロー

エム社では、上記のとおり、記帳業務を除く経理事務を全てP社に外注しており、エム社における運賃支払等の稟議や支払決裁等の手続は行われていなかった。

しかし、2025年11月頃にフォーサイド社の稟議及び支払決裁システム²⁹が導入

²⁸ e氏は、N社については、取引を開始した2025年5月の2から3か月後に契約書を作成した旨、D社については、他の取引先と同時期に契約書を送付したが、契約書の返送がされていないことが本件発覚後に発覚したため、改めて返送を依頼したものの、返送がなされなかった旨を供述した。

²⁹ 記帳システムは2024年8月頃からエム社にも導入され、この頃からエム社の記帳はフォーサイド社で行うようになったが、稟議及び支払決裁システムについては、2025年11月までは導入されていなかった。

されて以降は、エム社又はフォーサイド社において稟議及び支払決裁が行われるようになった。具体的には、a 氏から経理担当者（当初は P 社の h 氏、2025 年 11 月以降はエム社の d 氏）に対して、B 社からエム社宛の請求書及び稼働報告書がメールで送付されると、経理担当者が稟議システムに入力して、これをエム社の代表取締役（当初は c 氏。後に、b 氏。）がシステム上で決裁をし、同決裁を受けて経理担当者が支払システムに入力を行い、これをフォーサイド社の管理担当の常務取締役（e 氏が常務取締役に就任した後は e 氏）が決裁をして、フォーサイド社の経理担当者において B 社宛の支払がなされるようになった。

(6) 売上計上の方法

利用運送事業の売上計上の方法については、エム社がフォーサイド社の子会社となった後、フォーサイド社グループの監査法人との間で協議が行われた。利用運送取引においてはエム社が代理人に該当するという判断のもと、総額計上（収益と費用を総額で両建計上する方法）ではなく、純額計上（収益に対する費用を相殺した額で収益を計上する方法）とするように監査法人から求められたため、利用運送事業の売上については純額計上することとされた。O 社からの業務委託による売上についても、監査法人と明示的には議論されていなかったものの、純額計上することとされた。

(7) 実運送業の概要

エム社では、フォーサイド社の子会社となる直前の 2024 年 7 月から実運送業を開始しており、c 氏が代表取締役に就任した 2025 年 5 月頃には、5 人程度のトラックドライバーを雇用していた。

しかし、赤字続きで採算が取れないという理由で実運送業は中止された（雇用していたトラックドライバーは退職した。）。その後、本社及び駐車場の所在地を整理した上で事業を再開しようとしていたものの、本件の発覚により、現在まで再開には至っていない（事業再開のためトラックを 3 台購入したが、本件が発覚した後に全て売却されている。）。

(8) エム社の管理体制

ア 管理体制

エム社には、管理部門は置かれておらず、記帳業務を除く経理事務は全て P 社に外注されていた。

利用運送事業の実務は、a氏が1人で担当しており、これはa氏が取締役を辞任した後も同様であった。エム社から委託事業者宛の請求書の作成及びB社からエム社宛の請求書と稼働報告書との照合等の経理事務は、P社において行われており、また、支払決裁や与信管理等の経理管理がエム社において十分に行われているとは言い難い状況にあった。

イ 管理の実態

エム社の利用運送事業については、同社の取締役であったa氏が委託事業者及び受託事業者との交渉・連絡、請求書の送付並びに顧客管理等を行い、実質的に1人で取り仕切っていた。

一方、同社の代表取締役であるb氏は、上記(5)記載の経理事務フローの中で、a氏とP社担当者間の一部のメールのCCには含まれており、エム社及び同社の親会社であるフォーサイド社の代表取締役として、エム社の経理業務を確認することは可能な状況にあった。もっとも、b氏が全てのメールを確認できる状態にはなっておらず、また、b氏は、利用運送事業の顧客管理等を全てa氏に任せきりにしており、a氏に対してエム社の売上を伸ばすように指示することはあっても、全ての請求及び支払を把握できる体制になっていないと評価できる面があることも相まって、代表取締役として、エム社の業務及び事務を積極的に管理・監督することはできておらず、また、そのような管理体制も構築・整備されていなかった。

2025年5月にc氏がエム社の代表取締役、b氏が取締役となった際には、a氏は取締役から外れたが、c氏及びb氏は、利用運送取引の顧客管理等はa氏に任せきりにしており、委託事業者及びB社とのやり取りは依然としてa氏が行っており、同年11月にc氏からb氏に代表取締役が変更された後も同様であった。もっとも、上記(5)記載のとおり、同月頃にフォーサイド社の共通経理システム（稟議及び支払決裁システム）が導入されて以降は、エム社において稟議及び支払決裁が行われるようになった。

また、エム社を子会社化する話が浮上して以降は（以下のフォーサイド社のシステムに移行するまでは）、e氏も、エム社での役職はなかったものの、事実上、フォーサイド社におけるエム社の管理担当として、P社が代行していた経理事務を管理する立場となり、b氏と同様、a氏とP社担当者間のメールにCCとして入って、エム社による請求・支払の内容をチェックしていた。もっとも、e氏が行っていたのは、請求書と稼働報告書の数字の照合程度であり、十分に支払決裁や与信管理をしているとは言い難い状況にあった。

(9) フォーサイド社におけるエム社に対する管理体制

ア フォーサイド社の取締役会による管理

フォーサイド社グループでは、制度上は、フォーサイド社の取締役会がグループの子会社を管理する体制になっていた。具体的には、上記第2の1(4)イのとおり、各子会社の代表取締役がフォーサイド社の取締役を兼務するとともに、フォーサイド社のその他の取締役が子会社に派遣される形で子会社の取締役を兼務することによって、フォーサイド社の取締役会による子会社の管理の実効性を図ることとされていた。

もっとも、毎月1回開催される取締役会において、子会社の代表取締役によって行われる子会社に関する報告は、売上報告が主であり、与信上の問題が生じるなど特異な事態が発生しない限り、子会社の社内管理・実情について取締役会の議題に上ることはなく、議論されることもなかった。

このため、フォーサイド社グループにおいては、子会社の管理は、基本的に、フォーサイド社の取締役を兼務している子会社の代表取締役が中心となっており、フォーサイド社から派遣された子会社の取締役とともに行う体制となっていた。

ただし、エム社の管理については、エム社の代表取締役がフォーサイド社の取締役を兼務してはいたものの、フォーサイド社から派遣された取締役はいなかった(b氏は、エム社の代表取締役を退任した後も取締役であったが、元々エム社の代表取締役であり、フォーサイド社から派遣されたとは言い難い。)

エム社の管理は、このように、エム社の代表取締役でもあったb氏やc氏、フォーサイド社から役職なしで事実上、派遣される形になっていたe氏に任されることになっていたため、b氏、c氏及びe氏を除く他のフォーサイド社の取締役は、エム社の利用運送事業がどのように運用されているのか等、業務の実態を把握していなかった。特に、これらの取締役は、フォーサイド社とは何ら関係のないエム社の取締役であったa氏がエム社の利用運送業務を1人で取り仕切っていたということを認識できていない状況にあり、フォーサイド社の取締役会は、実質的にはエム社に対する管理機能は十分に果たせていなかった。

また、エム社の代表取締役を兼務していたb氏やc氏、あるいはエム社の管理部門を担当したe氏についても、上記(8)イ記載のとおり、実効性あるエム社の管理を行ってはいなかった。

このように、フォーサイド社においては、取締役会がエム社に対する管理機能を十分に果たしていたとは認め難い状況にあった。

イ 監査等委員会による管理

監査等委員会は、業務執行を担っていない社外取締役によって構成され、上記アの取締役会とは独立の立場でフォーサイド社グループの子会社の管理を行うこととされていた。

すなわち、監査等委員会は、上記第2の1(4)ウのとおり、取締役の職務執行の監査等を行うとともに、子会社との関係では、子会社に対し事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況を調査する選定監査等委員を定めるものとされ、また、監査等委員は、自らの職務の執行状況を監査等委員会に定期かつ随時に報告しなければならない等とされていた。

しかしながら、監査等委員会は、原則月1回の取締役会が開催された後に、監査等委員である取締役のみが集まって話をする程度という簡易な形式で開催されていたにすぎず、議事録上も、社内の業務監査及び会計監査の結果等を了承するというものがほとんどであった。

また、監査計画の策定と監査の実施も行われていなかった。この点、2026年1月頃、監査等委員会において、今後は監査計画を策定して監査を実施すべきとの議論もなされたが、策定されないまま本件が発覚するに至っている。

子会社管理に関しても、子会社の報告・調査を担当する者を含め、選定監査等委員は定められておらず、実際には、社外取締役を兼務する監査等委員は、上記アの他の業務執行取締役と同様、取締役会において取締役兼当該子会社の代表取締役からの売上等を主な内容とする報告を聞く程度であった。

この点は、エム社に対する管理においても同様であり、したがって、フォーサイド社監査等委員会によるエム社の管理が十分に機能していたとは認め難い状況にあった。

ウ フォーサイド社における特定部門による管理

フォーサイド社では、エム社を含む子会社に対する管理機能を担う特定の部門は存在しなかった。

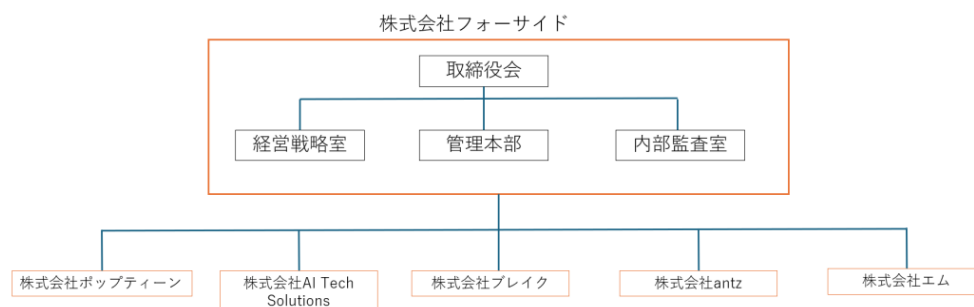
その他に、フォーサイド社においては、第2の1(4)エのとおり、内部監査室が存在し、同室は、子会社を含め、グループ内の監査業務を行っていた。

もっとも、内部監査室は、財務報告に係る内部統制評価制度の基準に従って監査範囲を決めていたため、内部監査の対象範囲としていたのは同制度が求めるもののみであり、その他の事業活動や管理体制に関する内部監査は実施されていなかった。また、監査対象の子会社についても、やはり同制度の基準に従って決めたため、一定額以上の売上を計上している子会社に対してのみ内部監査を実施し、

売上高が小さいエム社に対しては一度も監査を実施したことがなかった。

このように、フォーサイド社においては、内部監査室を含め、特定の部門がエム社に対する管理機能を十分に果たしていたとは認め難い状況にあった³⁰。

図1（再掲） フォーサイド社及びその子会社の組織体制



3 稼働実体のない取引の概要

(1) 概要

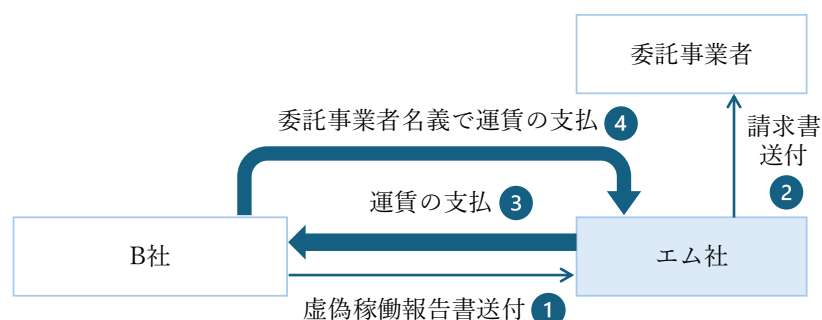
エム社が行っていた利用運送取引の中には、B社における運送業務の稼働実体がない取引、すなわち、架空の取引が存在していた。

その手口は、稼働実体が存在しないにもかかわらず、B社がエム社に対して、請求書とともに虚偽の稼働データ（稼働報告書）を送付し（①）、同稼働データを基にエム社が委託事業者に請求書を送付し（②）、エム社からB社に運賃を支払って（③）、後日、B社が委託事業者に代わって委託事業者の名義でエム社に運賃を支払う（④）というものであったと考えられる。

これにより、エム社とB社との間で運賃分の資金を循環させていた（ただし、エム社が③と④の差額を取得する。）。

³⁰ なお、子会社の取引の管理方法として、フォーサイド社では、監査法人の要請により、関連当事者取引の有無を把握するために「関連当事者アンケート」を年度末に実施していた。フォーサイド社は、関連当事者に関する企業会計基準を参考にして、アンケートの対象をフォーサイド社取締役限定していたところ、フォーサイド社では、フォーサイド社の取締役が子会社の代表取締役を兼ねていたことから、子会社の代表取締役は同アンケートの対象となっていたものの、子会社の取締役が当該アンケートの対象には含まれていなかった。そのため、エム社の取締役であったa氏も対象とされず、フォーサイド社において、a氏とB社及びその関連会社との間の人的・資本的關係や取引の実態を把握することができず、エム社とB社及びその関連会社との間の取引が関連当事者性の高い取引であることを認識・管理できていなかった。

図7 エム社における不適切な利用運送のイメージ図



本件架空取引において、B社からエム社に送付された稼働データは、B社が他の委託事業者から運送を請け負った際のデータを流用して、二重に利用したものであった。

(2) 動機

a氏は、B社の資金繰りに苦慮していたものの、ファクタリング（債権を売却して本来の支払期日より前に現金化する方法）を用いると会社の評判が悪くなることを懸念していた。そこで、⑦本件のスキームによってファクタリングと同様の効果を得て同社の資金繰りを改善すること、及び、④同社の売上を過大に計上することを目的として、本件架空取引を行ったものと考えられる。

上記⑦については、委託事業者からの支払サイトが約40日である一方で、エム社からB社に対する支払サイトが約10日であることを利用して、エム社が委託事業者とB社との間に入り、先にB社に資金を支払い、後に委託事業者から資金を受け取ることで、実質的に、B社から委託事業者に対する債権を、B社からエム社に譲渡したかのような資金融通の効果を受けることを狙ったものである。

本件においては、B社が委託事業者から実際に受注・稼働していない架空の取引についても、上記の仕組みを利用して、エム社から資金融通を受けていたものと考えられる。

(3) B社の実態とa氏との関係

B社は、a氏が1990年に創業した会社であり、主として運送事業を行っている会社である。

a氏は、表8のとおり、1999年から2003年まで、2007年から2015年まで及び2018

年から 2021 年まで同社の代表取締役を務めていたが、同年、代表取締役及び取締役を辞任し、その後、b 氏がエム社を買収するのに伴い、2023 年 10 月、エム社の取締役となった。

表 8 B 社において a 氏が取締役であった時期

時期	職位
1996 年 2 月 23 日～1999 年 11 月 26 日	取締役
1999 年 11 月 27 日～2003 年 12 月 31 日	代表取締役
2007 年 5 月 24 日～2015 年 3 月 20 日	代表取締役
2018 年 3 月 31 日～2021 年 9 月 17 日	代表取締役

しかし、a 氏は、B 社の代表取締役を退いた後も、B 社の経営に対する影響力を有しており、エム社の利用運送事業の受託事業者を B 社に一手に引き受けさせ、エム社と B 社との間のやり取りを、両社の立場から、1 人で行っていた。

a 氏は、2025 年 5 月にエム社の取締役を辞任したが、その後もエム社は、B 社とのやり取りを、a 氏を介して行っていた³¹。

4 委託事業者ごとの稼働実体の有無の検討

(1) a 氏に対するフォーサイド社によるヒアリング結果の概要等

本調査における事実認定に当たっては、本件の全容を知悉している a 氏の供述が最も重要であると考えられるところ、本委員会自身は、a 氏に対するヒアリングを実施できなかった。そのため、本委員会が依拠できる a 氏供述は、フォーサイド社の社内調査において 2026 年 4 月 24 日付で b 氏、e 氏及び c 氏が a 氏に対し実施したヒアリング及び同年 7 月 25 日に本委員会宛にメールで送付された下記回答書における記載に限定されているところ、まずは、その内容につき検討する。なお、当該ヒアリングの録音記録は残っておらず、本委員会が確認した証拠は、下記イで記載する e 氏が作成したヒアリング議事録に留まる。

ア a 氏の供述概要

a 氏は、上記ヒアリングにおいて、以下のとおり供述した。

³¹ a 氏は、B 社の本社兼町田営業所とは別に、本社本部を新設し、同所を拠点として B 社の経営に関わっていたものと認められる。

- ・ 委託事業者の中では、I 社及び O 社名義でエム社に運賃が支払われている利用運送取引については、運送業務の稼働実体がない取引、すなわち架空取引が含まれていた。
- ・ F 社、G 社及び H 社が委託事業者とされている利用運送取引については、他の委託事業者から実際に受注した運送業務に関して作成された稼働報告書と同一のものを流用し、エム社からの受注に係る稼働報告書としてエム社に提出していた。
- ・ B 社からエム社に送付した稼働報告書の中には、実際には稼働履歴がない稼働報告書を用いたことがあり、自分自身が偽造したもの、又は B 社が Q 社等の他の物流会社から実際に受注して稼働した運送業務に係る稼働報告書を二重に利用したものであった。
- ・ G 社、H 社及び I 社は、いずれも a 氏自身又はその妻が代表者を務める会社若しくはその子会社であって、a 氏と強い関係を有する会社である。また、O 社の代表取締役は、B 社の代表取締役であって、F 社の代表取締役は、以前 B 社で勤務していた者である。
- ・ 他方で、D 社、E 社、K 社及び N 社が委託事業者としてエム社に運賃を支払っている利用運送取引については、B 社において運送業務の実体があった。
- ・ J 社をエム社の委託事業者とする利用運送取引について、運送業務の稼働実体があったかどうかは明確に覚えていない。
- ・ 委託事業者の名義を用いて B 社からエム社に支払を行ったことがある。F 社についてはそのような支払を行ったが、G 社、H 社及び J 社については、そのような支払を行ったか否か覚えていない。
- ・ B 社の資金繰りが苦しかったため、ファクタリングと類似する資金繰り上の効果を期待して本件架空取引を行った。また、B 社の売上を大きく見せることも目的であった。いずれ資金繰りが破綻することは分かっていたため、徐々に縮小していくつもりであった。

イ ヒアリング後の状況等

上記ヒアリングの結果は、同日、e 氏によりヒアリング議事録としてまとめられ、a 氏にメールで共有された。e 氏は、同メールにおいて、a 氏に対し、さらに詳細な説明を求めた。

これに対し、a 氏は、当該ヒアリング議事録について、自身の一存で全てを行ったという内容になっており、自身が逮捕されるような内容である旨の懸念を示した。また、a 氏は、b 氏から売上及び利益を上げてほしいとのプレッシャーが何度

もあった旨を述べた上で³²、このままの文面では全て自身が悪いという内容になるため、当該書面を提出することは控えてほしい旨を述べた。

その後、e氏は、a氏に対し、業務実体がない利用運送事業の内容を明らかにするとともに、b氏からのプレッシャーの内容についても具体的に明らかにするよう求めた。

これに対し、a氏は、b氏から売上、利益及び利益率に関するプレッシャーを受けていた旨、また、前社長であるc氏からも言葉によるプレッシャーを長期にわたり感じていた旨を返信した。しかし、a氏は、その後の面談には応じなかった。

その後、約1週間にわたり、e氏からa氏に対し、質問への回答を求めるメールが送信される一方、a氏からは、当該ヒアリング議事録は自らの意に反する内容であるため、当局に提出することは控えてほしい旨のメールが繰り返し送信された。

2026年5月1日、e氏は、a氏に対し、フォーサイド社として監督官庁の調査に全面的に協力する方針であること、事実解明のため追加質問への回答を求めること、及びヒアリング議事録の内容についてa氏の意に反する部分があるのであれば、その具体的内容を明らかにしてほしい旨をメールで求めた。

しかし、a氏から具体的な回答はなく、フォーサイド社とa氏との連絡は途絶えた。

その後、本委員会は、本調査の一環としてa氏へヒアリングの要請をし、一旦、6月18日に期日が設定されたが、当日になってa氏からキャンセルされたため、書面で質問してほしいというa氏の要請に従い、同年6月25日付で、a氏に対して、架空取引の有無及び架空取引が存在する委託事業者及び金額の特定、b氏等フォーサイド社関係者による本件架空取引への関与・認識について尋ねる内容の質問書をメールにて送信した。

これに対して、a氏は、同年7月25日、代理人弁護士を介して、同質問に対する回答書（同年7月23日付）をメールにて本委員会に返送してきたが、その内容は、基本的に上記フォーサイド社が同年4月24日に実施したa氏に対するヒアリングでの供述と同内容のものであった。

そこで、本委員会としては、同年7月27日、代理人弁護士に対し、a氏本人のヒアリングが必須であるとして協力を求めたが、代理人弁護士は本委員会による調査期間内でのヒアリングには応じ難いと回答した。

ウ 本委員会による評価

本委員会は、フォーサイド社によるヒアリング議事録がヒアリング当日にa氏

³² なお、b氏は、a氏との雑談の中で「売上を上げてほしい」という話を数度したことはあるものの、プレッシャーを与えるような伝え方ではなかった旨を供述している。

の面前で作成され、直ちに a 氏に送信されていること、その内容が委託事業者ごとに具体的に整理されていること³³、a 氏がその後のメールにおいてヒアリング議事録の提出には強く異議を述べたものの同議事録のどの記載が事実と異なるのかについて具体的に指摘しなかったこと、また、稼働実体のない利用運送取引の存在、稼働報告書の偽造又は二重利用の事実について明確に否定しなかったこと、さらには上記同年 7 月 23 日付回答書の内容もヒアリング議事録の内容と同様であったこと等を踏まえ、少なくとも a 氏が上記アの供述をした事実は認定できると判断した。

もっとも、a 氏は、ヒアリング議事録の内容が自らの意に反する旨を述べており、また、b 氏及び c 氏から売上、利益及び利益率に関するプレッシャーを受けていた旨も主張している。そのため、本委員会は、メール、会計資料、銀行取引資料、関連会社情報、取引先資料その他の客観資料との整合性を確認しながら、その供述の信用性を検討したところ、a 氏供述の全部を直ちに裏付けるものではないものの、以下(2)～(4)のとおり、a 氏が説明した取引の内容及び取引先に関する事項と明確に矛盾しない客観的事情が存在しており、これを a 氏供述の信用性を一定程度補強するものとして、供述内容に一応の信用性を認めることができると判断した。

他方、同年 7 月 23 日付の上記回答書における a 氏の供述のうち、2026 年 4 月 24 日付の上記ヒアリングにおける a 氏供述と異なる、ないし新たに行った供述については、その内容が合理性³⁴や具体性を欠く³⁵ものであったことから、信用性を直ちには認め難いものと判断した。

³³ a 氏のヒアリング議事録は、事前に用意されていた質問事項及び表が記載された書面を用い、a 氏の供述を e 氏がその場で打ち込み、a 氏もその内容をモニターで確認している状況で作成されたものであり、信用性が高い作成方法であると認められる。なお、ヒアリング議事録のうち、稼働報告書を二重に利用する方法が具体的に記載されている部分等は、e 氏がヒアリング直後に疑問点を記入したものであり、a 氏の供述を記録したものではない（なお、同議事録は a 氏に送付されている。）。

³⁴ a 氏は、稼働実体のない取引を行った動機について、エム社による利用運送開始後に監査法人の指導により総額計上が否定されたことによって業績達成が困難になったことから売上を増やすために行った旨供述するが、監査法人の同指摘の前後でエム社の利用運送の売上高に大きな変化はなく、架空取引はそれ以前から行われていたものと考えられ、同供述は合理性を欠く。

³⁵ 下記のとおり、a 氏は、b 氏、e 氏及び c 氏が稼働実体のない取引について一定の認識を持っていたと感じた場面はあった旨供述するが、その日時及び会話内容等について具体的な内容を供述しておらず、同供述は具体性を欠く。なお、この点につき、a 氏の代理人弁護士は、本委員会に対し、a 氏は、2025 年 4 月に日本橋の本社で b 氏及び e 氏と会った際、エム社の売上高を増やすため、ファクタリングをするという話題が出た場面のことであると言及しているというが、該当の b 氏と a 氏のショートメッセージのやり取りには、実運送業務の終了についての面談である旨のやり取りがされているのみである上、もともと稼働実体がある取引についても支払サイト短縮のための資金融通機能がある事業モデルであるため、ファクタリングへの言及がなされたとしても架空取引の認識を根拠付けるものとは言い難いこと、b 氏及び e 氏は、この頃、a 氏とのやり取りによって架空取引を認識したことを否定しているところ、該当時期のメール、ショートメッセージ等の記載にも、b 氏及び e 氏の架空取引の認識を認める証拠は見えないことなどから、本委員会としては、本文記載のとおり判断した。

(2) エム社に対する委託事業者のヒアリング実施状況

本委員会においては、上記第1の7記載のとおり、エム社の委託事業者10社全てに対して本委員会によるヒアリングを申し入れたが、対面でのヒアリングに応じたのは、E社及びO社の2社のみであり、また、オンラインでのヒアリングに応じたのは、K社の1社のみであった³⁶。電話によるヒアリングに応じたのは、D社及びN社の2社のみであった。

このうち、D社、E社及びN社は、いずれも、B社に当初委託していた運送事業について、途中からエム社が間に入る形でエム社に委託するようになったが、運送業務の稼働実体は存在していたと供述した。

他方、O社については、運送業務の稼働実体が存在しなかったことについて、一定の裏付け証拠が得られた。

このほか、F社、G社、H社、I社及びJ社の5社については、そもそも連絡が取れなかった又はヒアリングへの協力を拒否した。

(3) 裏付資料の提出状況

エム社に対する委託事業者のうち、自社の銀行口座からエム社への振込を示す資料を提出するなど、取引の稼働実体に関する一応の裏付資料を提出したのは、D社及びE社の2社のみであり、他の委託事業者からは資料提供の協力は得られなかった。

なお、B社についても、エム社との取引に関する稼働実体の分かる資料提供を求めたが、協力は得られなかった。

(4) 振込元銀行口座

エム社の口座である GMO あおぞら銀行の口座明細から、各委託事業者名義での振込元銀行を調査した結果は、以下の表9のとおりである。

表9 委託事業者名義での振込元銀行口座

委託事業者名	振込元銀行名
E社	GMO あおぞら銀行、川崎信金
D社	川崎信金
N社	みずほ銀行
J社	楽天銀行、松本信金

³⁶ もっとも、K社も、本委員会が打診した2回目のヒアリングへの協力は拒否している。

委託事業者名	振込元銀行名
K 社	GM0 あおぞら銀行、ゆうちょ銀行
G 社	楽天銀行
F 社	楽天銀行
H 社	楽天銀行
I 社	楽天銀行、GM0 あおぞら銀行
O 社	城南信金

F 社、G 社、H 社、I 社及び J 社については、入金元の名義の変更が比較的容易であると考えられるインターネット専用銀行からの入金が散見されるのに対し、その他の委託事業者については、同銀行からの入金は認められなかった。

もっとも、本委員会が確認できた銀行資料からは、各振込の原資又は実際の振込操作主体を特定するには至らなかった。そのため、B 社が委託事業者名義を用いてエム社に支払を行ったとの a 氏供述を直接裏付けることはできなかった。

他方で、上記各社名義の振込が特定のネット銀行からの振込に集中していたことからすれば、少なくとも a 氏の上記供述と明確に矛盾する事情は認められなかった。

(5) 各委託事業者の事業内容及び a 氏との関係等

フォーサイド社は、外部からの情報提供を受けた後、インターネット上で a 氏に関する調査を実施した。その過程で、a 氏が代表取締役を務める G 社のホームページにおいて、「代表経営グループ会社・関連企業」と題する一覧を確認した³⁷。

同一覧には、物流部門の代表経営グループ会社又は関連企業として、B 社のほか、E 社及び I 社が掲載されていた。また、車両部門には H 社、コンサルタント部門には G 社、建築土木部門には K 社が掲載されていた。

この点は、委託事業者の中に a 氏と強い関係を有する会社が含まれている旨の a 氏供述と整合する事情である。

加えて、本委員会が確認した登記情報等によっても、少なくとも委託事業者の一部の会社については、a 氏又はその関係者との人的関係が認められた。また、登記上、K 社及び O 社は運送業の記載がなかった。

以上の状況を取りまとめると、以下の表 10 のとおりである。

³⁷ 本委員会による調査開始時点では、当該一覧表は既に削除されており、本委員会において同ホームページ上で直接確認することはできなかったが、フォーサイド社は、当該ホームページの表示内容を保存しており、本委員会は当該保存資料を確認した。

表 10 委託事業者の事業内容及び a 氏との関係

委託事業者名	事業内容（登記上）	a 氏との関係
E 社	廃棄物処理・運送等	N/A
D 社	運送等	B 社から独立
N 社	運送	N/A
J 社	運送等	N/A
K 社	建設・土木設計等 ※運送業の記載なし	G 社が株主である
G 社	経営コンサルティング、運送等	a 氏が代表取締役を務めている
F 社	古物商、運送等	代表取締役が元 B 社の従業員である
H 社	運送等	a 氏の妻が代表取締役を務めている
I 社	運送等	G 社の子会社である
O 社	コンサルティング等 ※運送業の記載なし	B 社代表取締役が代表取締役を務めている

(6) 結論

本件では、上記第 1 の 7 のとおり、a 氏及び a 氏に関連する委託事業者等からヒアリング及び資料の提供等の十分な協力が得られていない。そのため、エム社と委託事業者 10 社との利用運送取引に関し、稼働実体のない具体的取引や金額等について、断定的な事実認定を行うには至らなかった。

しかしながら、一定の信用性が認められるフォーサイド社内調査時の a 氏の供述を中心として、委託事業者に対するヒアリングの結果、振込元銀行口座の性質、事業実態及び a 氏との関係性等の客観的事実関係を総合的に勘案することで、本委員会としては、エム社と委託事業者 10 社との利用運送取引及び業務委託における稼働実体の有無については、以下の表 11 のとおりと評価している。

表 11 委託事業者の稼働実体の有無

委託事業者名	稼働実体の有無
E 社	稼働実体があると推認される
D 社	稼働実体があると推認される
N 社	稼働実体がない取引が存在する可能性がある
J 社	稼働実体がない取引が存在する可能性がある

委託事業者名	稼働実体の有無
K 社	稼働実体がない取引が存在する可能性がある
G 社	稼働実体がない取引が存在する可能性が高い
F 社	稼働実体がない取引が存在する可能性が高い
H 社	稼働実体がない取引が存在する可能性が高い
I 社	稼働実体がない取引が存在する可能性が高い
O 社	稼働実体がないと推認される

a 氏がフォーサイド社におけるヒアリング等で稼働実体があると供述している D 社及び E 社の 2 社については、本委員会によるヒアリングにも協力し、裏付資料を一応提出している上、振込元銀行にも不審な点はなく、特に、E 社については a 氏との関係性も特に認められないことなどから、上記のとおり「稼働実体があると推認される」と評価した。

また、O 社については、a 氏がヒアリング等で稼働実体がない取引が存在する旨供述している上、一定の裏付け証拠が認められたことから「稼働実体がないと推認される。」と評価した。なお、同社について、裏付資料の提出がなされなかったため、各取引の詳細を認定するまでには至らなかった。

さらに、F 社、G 社、H 社、I 社の 4 社については、本委員会によるヒアリングに応じなかった上、資料提供もされなかったことから詳細を認定するには至らなかったが、a 氏がヒアリング等で稼働実体がない取引が存在する旨供述し、かつ、a 氏との関係が深いこと、振込元銀行として偽名での振込が可能なネット銀行を利用していることなどを併せて考慮して、「稼働実体がない取引が存在する可能性が高い」と評価した。

他方、J 社、K 社及び N 社については、a 氏はヒアリング等では、いずれも稼働実体がない取引は存在しない旨供述している。

確かに、N 社については、本委員会によるヒアリングに応じており、また、a 氏との関係性は希薄で、振込元銀行にも不審な点は認められないことなどから、a 氏の供述どおりとも解し得るが、裏付資料の提供を拒否していることから、稼働実体があると推認するまでには至らず、「稼働実体がない取引が存在する可能性がある」と評価した。

K 社については、本委員会による最初のヒアリングにおいて不自然な供述を行い、かつ、再度のヒアリングも資料提供も協力せず、a 氏との関係性も深いことから、a 氏の供述にかかわらず、「稼働実体がない取引が存在する可能性がある」と評価した。

J 社については、そもそも本委員会と接触ができず、事業実態が不明な上、一部、振込元銀行についてネット銀行を利用するなどしていることから、やはり、a 氏の供述にかかわらず、「稼働実体がない取引が存在する可能性がある」と評価した。

5 フォーサイド社及びエム社役職員の関与及び認識等

(1) b氏、e氏及びc氏の関与及び認識

フォーサイド社の役員で、エム社の運営に直接関与していたのは、b氏、e氏及びc氏であった。

ア b氏の関与及び認識

b氏は、a氏の勧めを受けて、エム社を個人で購入し、同社の代表取締役役に就任していたことから、その過程で、本件架空取引について関与又は認識があったのではないかという点が問題となる。

しかしながら、b氏は、運送事業に関する知見がなく、エム社の実務一切をa氏に任せきりにしており、エム社とB社との取引実態を把握・認識するには至っていなかったものと思われる。

また、b氏とa氏との間のショートメッセージ等のデジタルフォレンジック調査においても、利用運送の実態に問題があるとの認識を示すようなやり取りは発見されなかった。

したがって、本調査では、b氏が本件架空取引に関与し又はその存在を認識していたという事実は認められなかった³⁸。

イ e氏の関与及び認識

e氏は、上記2(8)イのとおり、エム社の経理事務に関与していたことから、その過程で、本件架空取引について関与又は認識があったのではないかという点が問題となる。

しかしながら、e氏は、b氏と同様、運送事業に関する知見がなく、委託事業者及びB社とのやり取り等、利用運送事業の運営全てをa氏に任せきりにしていた。すなわち、委託事業者及びB社とのやり取りは全てa氏が行っており、e氏は、委託事業者側の関係者ともB社の関係者とも会ったことも電話をしたこともなかつ

³⁸ b氏は、エム社からB社に発注した運送業務がB社において実際に行われているか、すなわち稼働実体があるか否かについては、契約書、運行管理表、請求書及び入金等の証拠があり、入金の遅延もなかったことから、全く疑っておらず、委託事業者との取引の有無を確認することも、運送が実際に行われているかを確認することもしなかった旨を供述した。また、B社の代表取締役であったa氏がエム社の取締役を務めていたことについて、エム社をb氏が買収した当時から、a氏がB社の取締役を既に外れていたとの認識であった旨を供述した。

た³⁹。このような状況は、a 氏がエム社の取締役を辞任し退社した後も同様であった。

このように、e 氏は、エム社の利用運送事業全般を a 氏が 1 人で取り仕切っていることを認識してはいたものの、エム社と B 社との取引実態を把握・認識するには至っていなかったものと思われる⁴⁰。

さらに、e 氏と a 氏との間のメール等のデジタルフォレンジック調査においても、エム社の利用運送の実体に問題があるとの認識を示すようなやり取りは発見されなかった。

したがって、本調査では、e 氏が本件架空取引に関与し又はその存在を認識していたという事実は認められなかった⁴¹。

ウ c氏の関与及び認識

c 氏は、2025 年 5 月からエム社の代表取締役を務めていたことから、その過程で、本件架空取引について関与又は認識があったのではないかという点が問題となる。

しかしながら、c 氏の代表取締役への就任と入れ替わりで、a 氏はエム社の取締役を辞任しており、c 氏が a 氏とともにエム社で稼働していた時期はない。

また、c 氏は運送事業の知見を有していたが、比率は少ないながらエム社にて行われていた実運送の管理に注力していたため、同年 11 月にエム社の代表取締役を辞任するまでの間、利用運送取引の委託事業者とのやり取りは引き続き a 氏に任せており、積極的に携わっていなかった。

さらに、c 氏は、エム社の代表取締役であったものの、フォーサイド社取締役会でのエム社についての報告は、取締役であった b 氏が行っており、利用運送事業の管理等、エム社の管理業務に深く関わっていた事実は認められなかった。

上記のような事情から、c 氏は、エム社と B 社との取引実態を把握・認識するには至っていなかったものと思われる。さらに、c 氏と a 氏との間のメール等のデジタルフォレンジック調査においても、c 氏がエム社の利用運送の実体に問題があるとの認識を示すようなやり取りは発見されなかった。

したがって、本調査では、c 氏が本件架空取引に関与し又はその存在を認識して

³⁹ エム社と G 社との契約書には、G 社の代表取締役として a 氏の氏名が記載されていたが、e 氏は、契約書のひな形は作ったものの、G 社に記名捺印してもらうことは自分が行っていないので、a 氏であることに気付かなかった旨を述べている。

⁴⁰ e 氏は、委託事業者からの支払に滞りがなく、エム社の利益が上がっていたことなどから、エム社の利用運送事業の実体に問題があるなどとは全く考えていなかった旨を供述した。

⁴¹ e 氏は、委託事業者との各取引について、ルーティン化しており、委託事業者と個別にやり取りをする必要がなかった旨を供述した。また、a 氏がかつて B 社の代表取締役であったが、既に役員でも株主でもなく、現在は B 社に少し意見をすることがある程度との関係と聞かされていた旨を供述した。

いたという事実は認められなかった^{42, 43}。

(2) その他の役職員の認識

上記のとおり、b 氏、e 氏及び c 氏を除き、フォーサイド社の取締役は、エム社の取締役である a 氏がエム社の利用運送業務を一手に取り仕切っていたことも、エム社の利用運送事業の実態も全く把握していなかった。

また、監査等委員会は、子会社に対し事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況を調査する役割を担っていたものの、監査等委員である取締役についても、エム社の監査・管理を行っていた形跡は認められない。

以上から、本調査においては、b 氏、e 氏及び c 氏以外のフォーサイド社役員についても、本件架空取引に関与し、又はその存在を認識していたという事実は認められなかった。

また、上記 2(9)ウのとおり、内部監査室がエム社の内部監査をしていなかったように、フォーサイド社の職員が本件架空取引の存在を認識していたという事実は認められなかった。

(3) 結論

以上から、フォーサイド社及びエム社において、a 氏のほかに、本件架空取引に関与し、又はその存在を認識していたと認められる人物は確認されなかった。

⁴² c 氏は、c 氏がエム社の代表取締役になるとともに a 氏が B 社に移っており、その後は、a 氏はエム社の業務に関与しておらず、また、それ以前のエム社の業務への a 氏の関与は不明である旨供述した。

⁴³ b 氏、e 氏及び c 氏は、受託事業者が a 氏関連会社であったとは知らなかった旨供述し、e 氏は、a 氏がエム社の取締役であった間、受託事業者への請求書を a 氏経由で送付していたことがあった点についても違和感を覚えなかった旨供述した。

第4 A社における類似事象調査の結果

1 A社の概要

A社は、2005年4月に設立され、現在の代表取締役は、c氏である。主に人材派遣事業及び運送事業を営んでおり、2025年3月にフォーサイド社の子会社となった。

2 利用運送取引の割合

A社では、運送事業として実運送が行われているものの、利用運送も行われており、実運送と利用運送との売上比率は、約25対1である（2025年12月期）。

3 アンケート結果等

(1) アンケートの方法

本委員会は、A社の利用運送事業において本件架空取引と同様の問題がないかを確認するとの目的で、A社の委託事業者に当たる全48営業所に対し、運送業務の稼働実体のない取引を行っていないかを質問する別紙3の内容のアンケート調査を実施した。

(2) 結果

アンケートを送付した48営業所のうち、30営業所の担当者から回答があり（回答率62.5%⁴⁴）、いずれも運送業務の稼働実体のない取引は存在しないとの回答であった。

4 評価

上記アンケート結果に加え、代表取締役であるc氏は、A社において同様の架空取引は存在しない旨を明言している。また、本調査におけるメール等のデジタルフォレンジックの結果においても、A社において稼働実体のない取引の存在を示すような事実は確認

⁴⁴ 多くの営業所を有する大手運送業者からの回答が得られなかったことを主たる要因として、本アンケートの回答率は62.5%にとどまった。もっとも、大手運送業者が、架空取引に関与する可能性は、典型的には低いと評価される。また、その他の中小の運送業者からは、架空取引への関与はない旨の回答を得ている。そのため、本委員会は、本アンケート調査の結果には、一定の信頼性が認められるものと判断している。

されなかった。

以上から、本調査では、A社における本件架空取引と類似の事象の存在は確認されなかった。

第5 会計上の影響額

1 総括

会計上の影響額は、以下の表12のとおりと試算された。

表 12 会計上の影響額

(単位：千円)

	2024 年 12 月期 ⁴⁵	2025 年 12 月期	2026 年 12 月期 ⁴⁶	合計
売上高	△35,102	△69,506	△9,372	△113,981
営業利益	△35,102	△69,506	△9,372	△113,981

第3の4に記載のとおり、エム社において売上計上されていた利用運送取引の中には、実際にはB社をはじめとした実運送業者による稼働実体がない架空の取引が存在する可能性が認められたため、これら稼働実体のない取引について、会計処理と影響額を検討した。

2 稼働実体のない取引に係る会計処理

(1) 会計処理の検討

第3の4に記載のとおり、エム社の利用運送取引のうち一部の委託事業者との取引には、B社が虚偽の稼働データをエム社に送付し、実際の稼働がないにもかかわらず売上として計上されたものが一部又は全部存在すると推認されている。これらは、外形上は請求書等の書類が作成され、資金の移動は存在するものの、エム社は利用運送事業者としての役務提供を行っておらず、財又はサービスの顧客への移転が行われているとは考えられないため、フォーサイド社及びエム社において収益を認識することはできないと考えられる。

したがって、当該取引に基づき計上された売上高及び売上原価を取り消すとともに、入金額は本来エム社が受け取る権利のないものとして「預り金」として、出金額は本来支払う必要のないものとして「仮払金」として、それぞれ処理することが妥当である⁴⁷。なお、エム社においては、利用運送取引は代理人として売上高と売上原価

⁴⁵ エム社がフォーサイド社の連結対象子会社となった2024年8月1日以降の取引額を対象としている。

⁴⁶ 本調査の対象期間である2026年3月末までの取引額を対象としている。

⁴⁷ 委託事業者名義でエム社に対して行われた振込の取引主体がB社であった場合は、仮払金と預り金を相殺して貸借対照表に計上することになるが、本調査においては当該金額の特定までは至らなかった。今後その存在が確認され金額が特定できた場合は、当該部分については相殺されることになると思われる。

を相殺した純額を売上高として計上していることから、財務諸表への影響も両者を相殺した後の純額が売上高の修正額ということになる。また、預り金及び仮払金は、最終的な返還請求義務等が確定した時点で、しかるべき確定債権債務に振り替えられた上で、精算差額は損益に計上されることになると思う。

(2) 修正額の検討

本調査においては、第 3 の 1 に記載のとおり、本件の実態について最も知悉している a 氏及び a 氏に関連する委託事業者等から協力が得られなかったことから、稼働実体のない具体的取引や金額等について、断定的な事実認定を行うには至らなかった。そのため、運送業務の稼働実体のない取引に係る会計上の要修正額についても、その金額を明確に特定することができない状況にある。

そのため、第 3 の 4(6)において、稼働実体があると推認された委託事業者である D 社及び E 社以外の 8 社の委託事業者との取引について、全て稼働実体がないと仮定した場合の修正額を、取り消すべき売上高の最大値として、以下の表 13 に集計した。

表 13 委託事業者 8 社との取引につき全て稼働実体がないと仮定した場合の修正額

(単位：千円)

会社名	2024 年 12 月期	2025 年 12 月期	2026 年 12 月期	合計
N 社	—	△17,515	△5,126	△22,641
J 社	△1,633	△1,281	—	△2,915
K 社	△2,875	—	—	△2,875
G 社	△8,090	△7,004	—	△15,095
F 社	△2,936	△1,799	—	△4,736
H 社	△1,921	△1,658	—	△3,579
I 社	△14,600	△31,972	△2,786	△49,359
O 社	△3,044	△8,275	△1,460	△12,779
年度合計	△35,102	△69,506	△9,372	△113,981

なお、これら委託事業者との取引においても、今後、その一部又は全部に稼働実体があると推認するに足る事実関係が判明した場合には、当該取引額を上記修正必要額から控除することになる。

3 稼働実体のある取引に係る会計処理

第3の4(6)において、稼働実体があると推認された委託事業者は、D社及びE社のみで

ある。これら委託事業者との取引は、実際の運送作業は存在すると推認されるものの、受託事業者の手配等、エム社が利用運送事業者としての主たる業務を担っていたかという、B社が委託事業者との間で主なやり取りを行っている可能性が高く、そのため、会計上、エム社において利用運送事業に係る売上としては認めないとの判断も全くあり得ないわけではないと考える。

しかし、エム社と委託事業者との間で契約関係は存在すること、エム社において一定の事務処理は担われていること、エム社が利用運送事業者として全くその業務を行っていなかったと断定するまでの明確な根拠資料や証言は得られなかったこと等を踏まえると、本調査においては、上記の点を理由として、フォーサイド社による過去の会計処理を修正すべきという判定にまでは至らなかった。

4 関連当事者との取引に関する注記

第3の4(5)のとおり、一部の委託事業者については、a氏本人又はa氏の2親等以内の近親者が代表取締役就任している等の状況が確認されている。a氏がエム社の取締役であった期間におけるエム社とこれら委託事業者との取引は、子会社の役員との取引に該当するため、a氏が重要な子会社の役員に該当する場合には関連当事者との取引として注記が必要となる。

第6 原因分析

エム社において本件架空取引が行われた原因は、以下のとおりであると考える。

1 利用運送事業の知見を十分に有さない組織がa氏に対する権限集中を許容したこと

利用運送事業は、委託事業者から受託した運送取引を受託事業者に委託して利益を上げるものであり、利用運送事業者は実運送を行わずに利益を上げられる仕組みになっている。このような特性に鑑みた場合、利用運送事業は、その構造上、運送業務の稼働実体のない架空取引が行われやすいというリスクを内包する取引形態であるといえる。

そのため、利用運送事業を開始・実施するに当たっては、そのような架空取引が行われないよう、知見のある権限者や適切な内部統制等により、事業を推進する担当者を適切に管理・監督する必要があるといえる。

しかしながら、フォーサイド社においては、A社の代表取締役であったc氏以外に、運送事業に対する知見を有する役職員はおらず、上記のようなリスクを十分に認識した上で、適切な管理・監督機能を果たす能力を欠いていた。また、c氏は、一時期、エム社の代表取締役に就任していたものの、在任期間が短かったことなどから、エム社の利用運送事業に対する管理を適切に行うことができていなかった。さらに、フォーサイド社の役職員が、このような認識である以上、エム社における架空取引を未然に防止し、早期に発見するための内部統制も十分に構築されていなかった。

この結果、エム社での利用運送事業の業務遂行は、人的にも、また、体制上も、必要な監督・監査が行われないまま、運送事業に知見のあるとされたa氏1人に任せきりになってしまっていた。

しかも、フォーサイド社は、a氏がエム社を退社した後も、a氏による利用運送事業への関与を許容し、a氏が構築した利用運送取引の形態、特に受託事業者をB社のみとする商流を漫然と維持し続けてしまったものであり、問題性は大きい。

このように、フォーサイド社グループは、利用運送事業を実施するに当たって必要となる知見を十分に有していなかったにもかかわらず、その運営について、a氏への権限集中を認め、その結果、a氏は極めて容易に本件架空取引を進めることが可能な状況にあったといえ、このことは本件架空取引の発生及び継続を許した根本的な要因であると考えられる。

2 エム社内における管理体制の重大な不備

上記第3の2(8)イのとおり、エム社の利用運送事業については、エム社の取締役も時

期によっては務めていたa氏が、委託事業者及び受託事業者との交渉・連絡、請求書の送付並びに顧客管理等を行い、実質的に1人で取り仕切っていた。

これに対し、エム社における管理体制の基本思想は、フォーサイド社からエム社に派遣された別の取締役がa氏の業務を適切に管理・監督することにあるものの、そのような管理機能は、実態として、およそ行使されていなかった。

すなわち、上記第3の5(1)アのとおり、2023年10月から2025年5月と同年11月から現在までエム社の代表取締役であったb氏は、運送事業に関する経験がなく、利用運送事業の知見もなかったことから、エム社の利用運送事業の実務全般についてa氏1人に任せきっていた。また、b氏は、a氏とP社担当者間の一部メールのCCには入っていたものの、全てのメールを確認できる状態にはなっておらず、フォーサイド社からエム社に派遣された代表取締役としてa氏によるエム社の運営を管理・監督することができる体制が十分に整備されていたとは評価し難い。

また、2025年5月から同年11月までエム社の代表取締役となったc氏も、利用運送事業については知見を有していたものの、在任期間が短かったことなどから、利用運送取引の顧客管理等を同月以降取締役から外れていたa氏に任せきりにしており、フォーサイド社からエム社に派遣された代表取締役として、管理・監督機能をおよそ行使することができていなかった。

これに加え、エム社においては、内部規程、決裁手続、資料保管、取引先管理、監査等の管理体制は、適切に構築・整備されておらず、取締役による管理・監督にかわって、これらの内部統制・管理体制が、a氏による本件架空取引に対する牽制機能を果たすこともなかった。

このように、エム社においては、a氏による本件架空取引を抑止するための、また、早期に発見するための管理体制が十分に構築されておらず、結果として、本件架空取引の継続を許した要因の1つになったといえる。

3 フォーサイド社におけるエム社に対する管理体制の重大な不備

上記第3の2(9)のとおり、フォーサイド社では、取締役会、監査等委員会及び内部監査室等の特定部門において、エム社に対する管理機能を適切に行使することができておらず、その程度は、重大な不備というべきものであった。

すなわち、取締役会では、子会社に対する管理機能を担うことを期待されていたものの、上記第3の2(9)アのとおり、エム社を含む子会社からの報告は、売上の報告に留まっており、本件架空取引のリスクやそれを防止するための内部統制等が議論されたことはなかった。エム社の管理は、エム社の代表取締役でもあったb氏若しくはc氏又はフォーサイド社から派遣されていたe氏の管理に任されており、この3人を除く他のフォーサイド社の取締役は、エム社の利用運送事業の業務実態や、a氏がエム社の利用運送

業務を1人で取り仕切っていたことも把握していないなど、実質的には管理機能を果たしていなかった。また、内部監査室等のフォーサイド社の特定部門についても、エム社に対する管理機能を十分に果たしていたとは言い難い状況にあった。

結果として、フォーサイド社は、子会社であるエム社に対する管理を実効的に行っていたとは言い難い状況にあり、a氏は、フォーサイド社からの一切の管理・監督・牽制がないままに、エム社の事業運営を進めることが可能な状況にあった。それゆえ、本件架空取引についても、今回の発覚まで、何の障害もなく実行できていたと考えられる⁴⁸。

このように、フォーサイド社においては、エム社におけるa氏による本件架空取引を抑止するための、また、早期に発見するための子会社管理体制に重大な不備があり、結果として、本件架空取引の継続を許した要因の1つになったといえる。

なお、フォーサイド社の取締役の中には、一定の限度では利用運送事業の抽象的なリスクを指摘していた者もあり⁴⁹、利用運送が実体のない取引の介在しやすい取引形態であるとの考えに至り得る契機はあったと認められ、この時点でもう一步踏み込んで取引の実在性を積極的に確認するなどしていれば、エム社において実体のない取引が行われていたことが判明した可能性もあったと考えられる。

4 エム社を子会社化する際の検証不足

エム社においては、フォーサイド社に買収される以前から、a氏が主体となって、本件架空取引を行っていた可能性が高いと思われるところ、フォーサイド社は、エム社を買収する際に本件架空取引の存在を発見することができていなかった。

この点、会社買収時のデューデリジェンスにおいて、対象会社の全てのコンプライアンス上の問題を網羅的に発見・捕捉することは難しいのが実情であるといえる。

しかしながら、エム社は、いわば利用運送取引のみを行っている会社であり、このような事業に根本的な問題がないかは、当然、買収時のプロセスにおいて慎重に検証されるべきといえる。また、そのような検証を経ていれば、少なくとも、利用運送取引の形態から架空取引が発生するリスクが高いことや、当該業務を実質的にはa氏が1人で取り仕切っており当時の株主であるb氏が管理・監督していない状態にあること等について、少なくとも一定のリスクの指摘はあったのではないかと推察される。

⁴⁸ なお、e氏は、2025年5月頃、利用運送取引の委託事業者であるG社から分割払いの申入れがあったことを契機に、各委託事業者のホームページを調べるなどし、b氏と協議の上、信用不安があったF社、G社、H社及びJ社について取引を中止することを決め、a氏にその旨を伝達しており、その意味で、フォーサイド社がエム社に対し一定の子会社管理監督機能を果たした1つの局面であるとの評価が可能である。ただし、このとき、発注元に対して荷受証等の資料の提出を求めるなど、取引の実在性に関する確認やa氏からの詳細なヒアリングを行っていたら、実体のない取引が行われていたことが判明した可能性もあったと考えられる。

⁴⁹ i 監査等委員は、j元取締役から、エム社が行っている利用運送は「実業」ではないのでやめた方がよいと言われたことがあった旨を供述した。

それにもかかわらず、エム社買収時の法務デューデリジェンス等において、エム社の利用運送取引の実在性、取引先の実在性及び業務内容、取引先とa氏との関係性等については調査されておらず、また、ビジネスデューデリジェンスも行われておらず、上記の点の指摘はないままに、エム社の買収は実施された。

なお、上記のとおり、エム社が買収された当時、エム社の株主は当時フォーサイド社の代表取締役であったb氏1人のみであり、フォーサイド社にとっては、b氏に関する利益相反取引であったことから、エム社の買収価格については、フォーサイド社取締役会にてある程度慎重な検討が実施されたことが窺われるが、上記のとおり、エム社の業務実態に対する検討に対する意識は十分なものではなかったことが窺われる。

第7 再発防止策の提言

以下では、第6で分析した本件架空取引の原因を踏まえ、本委員会がフォーサイド社グループにおいて検討されるべきと思料する再発防止策に係る提言を行うこととする。

再発防止策の実施に当たっては、エム社及びフォーサイド社が今後の事業展開等も踏まえつつ、実務的に機能する施策を講ずべきであるが、その際には、本提言の内容を踏まえ、真に実効的な再発防止策の導入及び実施を検討すべきである。

1 エム社の存続是非に関する検討

エム社は、a氏が構築した利用運送事業の売上が同社の売上のほぼ全てであり、上記第3の4(6)のとおり、エム社と委託事業者10社との利用運送取引のうち、稼働実体があると推認されるのは2社のみに留まる。

そのため、フォーサイド社が、エム社を子会社として保有し続ける価値については、グループ内のシナジーの内容を含め、慎重な経営判断が必要であり、フォーサイド社の取締役会においては、既にフォーサイド社グループにA社という運送事業を営む子会社が存在することも考慮しつつ、適正な検討を行う必要がある。

2 フォーサイド社における利用運送事業の位置づけの検討

上記第6の1のとおり、利用運送事業は、その構造上、運送業務の稼働実体のない架空取引が行われやすいというリスクを内包する取引形態である一方、フォーサイド社グループは、それを進めるに当たっての十分な知見を有していない状況にある。

そのため、エム社及びA社においては、このようなリスクが認められる取引を今後も継続するのかという点について、慎重な検討を行う必要がある。

また、今後も継続するとの判断をする場合には、本件架空取引と同様の不正の再発を防止するため、知見のある役職者の採用、従業員教育、適正な管理体制の構築等の措置を講じることが必須となる。このように、フォーサイド社グループにおいては、本件架空取引の発生を踏まえ、フォーサイド社における利用運送事業の位置づけについて再検討する必要がある、事業を継続するのであれば、当該事業のリスクの高さを踏まえ、下記3以降の項目を踏まえた適切な管理体制を構築する必要がある。

3 エム社を含む子会社の内部統制の強化

上記第6の2のとおり、取締役であったa氏がエム社の利用運送事業を1人で取り仕切っており、適切な管理・監督がなされていなかったことが本件架空取引の継続を許した

要因の1つとして指摘できる。

そのため、今後は、エム社を含む子会社において、各種業務を適切に管理・監督する体制の構築が必要である。

具体的には、現状、エム社を含め、フォーサイド社の子会社には、基礎的な内部統制が十分に構築されていないものと見受けられるため、内部規程、決裁手続、資料保管、取引先管理、監査等の管理体制を適切に構築・整備するとともに、取締役の業務監督機能や適正な人員配置等により、子会社内の実効的な管理のための体制を整備・構築する必要がある。

4 フォーサイド社における子会社管理機能の整備・構築

上記第6の3のとおり、フォーサイド社取締役会、監査等委員会及び内部監査室等の特定部門におけるエム社に対する管理体制に重大な不備があったことが、本件架空取引の継続を許した要因の1つとして指摘できる。

そのため、今後は、フォーサイド社取締役会、監査等委員会及び内部監査室等の特定部門による子会社管理体制を整備・構築する必要がある。

この点、取締役会による管理・監督については、フォーサイド社の取締役が子会社の代表取締役を兼ねるとの体制そのものに問題があるわけではないが、取締役会での監督が十分に機能していなかったことから、取締役会における議論の実効性を担保するため、子会社の代表取締役による報告については、売上報告に留まらず、業務内容等も含めたものにする必要がある。

また、監査等委員会については、監査等委員会規程を遵守し、監査計画を策定し、子会社の事業の報告又は業務及び財産の状況を調査する者の選定を行った上で、適切に報告・調査を行い、また、監査等委員会としての監査を実施するなどして、子会社の管理を行う必要がある。

さらに、グループ全体の内部監査についても、財務報告に係る内部統制の評価制度への対応のみならず、会社法で定める内部統制システムが適切に整備・運用されているかの観点からも実施すべきである。またその対象も単に売上高の高い子会社のみではなく、各子会社のリスクを適正に評価し、リスクが認められる子会社については売上高の大小にかかわらず監査対象とするとともに、リスクの性質に応じた監査項目のアレンジも実施しつつ、子会社の事業実態にまで踏み込んだ監査を行う必要がある。

加えて、グループガバナンスポリシーや業務分掌規程を制定・改定して子会社管理を担当する部門を新たに設け、子会社管理のための適切な人員配置を行い、組織的・継続的に子会社管理を行うことが望ましい。

また、子会社において最低限整備すべき基本的な社内規程のひな形を親会社であるフォーサイド社側で用意したり、各子会社における決裁手続、資料保管ルール、取引先

管理、監査機能等が、それぞれの子会社の抱えるリスクに応じた適切なものになっているかどうかを、フォーサイド社が適時に指導・改善したりする体制を整備することも検討に値する。

また、子会社によって多様なビジネスを展開するというフォーサイド社グループのビジネスモデルに照らしても、子会社管理に関して、適切な子会社管理役職員全員を対象とした社内教育・研修を継続的に実施し、また、コンプライアンス意識に関するアンケートを定期的実施する等して、子会社管理に関するコンプライアンス意識の向上に努めるべきである。

5 子会社買収時の適切な検証

上記第6の4のとおり、フォーサイド社によるエム社買収時の法務デューデリジェンス等において、エム社の利用運送取引の実在性、取引先の実在性及び業務内容、取引先とa氏との関係性等について調査されていなかったことが、フォーサイド社において本件架空取引の発生を招いた要因の1つとして指摘できる。

そのため、フォーサイド社においては、今後、M&Aを行う場合には、エム社における本件架空取引の存在を見抜けなかったことを問題意識として持ち、対象企業の事業リスクに照らした適切な検討ができていないか、リスクの検討漏れがないかといった観点から、適正な調査を行い、取締役会等においても実効的な議論を行うなどした上で買収の可否を決する必要がある。

以 上

デジタルフォレンジック調査の対象一覧

氏名	種類	データ保全対象期間
b 氏	電子メール 及び G メール	2023 年 9 月 1 日から 2026 年 6 月 29 日まで
	ショートメッセージ	2023 年 9 月 1 日から 2026 年 6 月 29 日まで
e 氏	電子メール	2023 年 9 月 1 日から 2026 年 6 月 29 日まで
c 氏	電子メール	2023 年 9 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで

ヒアリング対象者一覧

No.	ヒアリング日	氏名	所属及び役職
1	2026 年 6 月 2 日 (火)	k 氏 (1 回目)	フォーサイド社 取締役
2	2026 年 6 月 9 日 (火)	c 氏 (1 回目)	フォーサイド社 取締役 兼 A 社 代表取締役
3	2026 年 6 月 10 日 (水)	b 氏 (1 回目)	フォーサイド社 代表取締役 兼 エム社 代表取締役
4		l 氏	K 社 所属
5	2026 年 6 月 11 日 (木)	e 氏 (1 回目)	フォーサイド社 取締役
6	2026 年 6 月 17 日 (水)	m 氏	D 社 代表取締役
7		n 氏	N 社 代表取締役
8		d 氏	エム社 所属
9	2026 年 6 月 22 日 (月)	e 氏 (2 回目)	フォーサイド社 取締役
10	2026 年 6 月 23 日 (火)	o 氏	B 社 代表取締役 兼 O 社 代表取締役
11	2026 年 6 月 25 日 (木)	p 氏	E 社 代表取締役
12	2026 年 6 月 30 日 (火)	c 氏 (2 回目)	フォーサイド社 取締役 兼 A 社 代表取締役
13	2026 年 7 月 13 日 (月)	e 氏 (3 回目)	フォーサイド社 取締役
14	2026 年 7 月 16 日 (木)	i 氏	フォーサイド社 社外取締役
15	2026 年 7 月 22 日 (水)	q 氏	フォーサイド社 社外取締役
16		b 氏 (2 回目)	フォーサイド社 代表取締役 兼 エム社 代表取締役
17	2026 年 7 月 23 日 (木)	k 氏 (2 回目)	フォーサイド社 取締役
18	2026 年 7 月 24 日 (金)	r 氏	フォーサイド社 社外取締役
19		j 氏	j 公認会計士事務所 代表 (フォーサイド社 元取締役)
20	2026 年 7 月 29 日 (水)	b 氏	フォーサイド社 代表取締役 兼

No.	ヒアリング日	氏名	所属及び役職
		(3 回目)	エム社 代表取締役
21		e 氏 (4 回目)	フォーサイド社 取締役

A 社取引先へ回答を求めたアンケートの質問

質問 1-1

貴社は、A社との間で、実際には存在しない業務を存在するように装って取引し、支払を行ったことがありますか。あるいは、他社がA社との間で、そのようにしているのを見聞きしたことがありますか。

- ☐ はい、当社自身がそのようにしたことがあります。
- ☐ はい、他社がそのようにしているのを見聞きしたことがあります。
- ☐ はい、当社自身がそのようにしたこともありますし、他社がそのようにしているのを見聞きしたこともあります。
- ☐ いいえ、いずれもありません。

質問 1-2

質問1-1への回答で「はい」とお答えになった方にお尋ねします。

貴社が認識している事象について、なるべく詳細にご回答ください。

質問 2

その他、本委員会に伝えておくべきであるとする問題や懸念等がございましたら、ご自由にご記載ください。